

平成26年度第2回鳥取県社会福祉審議会次第

日時：平成27年2月9日（月）午後3時～5時
場所：白兎会館 中会議室らいちょう

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

【審議事項】

- ア 社会福祉施設等施設整備費国庫補助金について ······ 資料1
イ 放課後児童クラブの施設整備について ······ 資料2

【報告事項】

- ウ 鳥取県障がい者プラン（案）について ······ 資料3
エ 鳥取県手話施策推進計画（案）について ······ 資料4
オ 障害者差別解消法について ······ 資料5
カ 第6期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画（案）について ······ 資料6
キ 届出保育施設への事業停止命令について ······ 資料7
ク 平成27年度当初予算案について ······ 資料8
ケ 児童福祉専門分科会の決議事項について ······ 資料9

4 そ の 他

5 閉 会

社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧

【A 定員を増加させる整備】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ()は整備後追加	整備区分	整備概要	定員 ()は整備前	所在地	対象経費 実支出額	県補助金	うち国費	法人負担	優先項目	
													圏域におけるサービス提供体制がより少ないもの	H27目標値に対する提供体制
1	社会福祉法人遊歩	理事長 角 喜美江	第2夜見 われもこうの家	GH、短期入所	創設	重度障がい児者受入れ可能なGHの創設。短期入所を併設。	GH 5 短期入所 2 (0)	米子市	60,961	39,600	26,400	21,361	西部圏域 —短期入所	46.1%→47.8% (GH 90.8%→92.6%)
2	社会福祉法人遊歩	理事長 角 喜美江	第3夜見 われもこうの家	GH、短期入所	創設	重度障がい児者受入れ可能なGHの創設。短期入所を併設。	GH 5 短期入所 2 (0)	米子市	56,496	36,700	24,466	19,796	西部圏域 —短期入所	47.8%→49.6% (GH 92.6%→94.5%)
3	社会福祉法人 地域でくらす会	理事長 井上 徹	デイリーにしくら (仮称)	生活介護	創設	重度障がい児者受入れ可能な生活介護事業所の創設。	20 (0)	米子市	64,379	45,400	30,266	18,979	西部圏域 —生活介護	75.1%→78.7%
4	特定非営利活動法人 大地	理事長 河原 道弘	いちごの広場	就労継続B (生活介護)	創設	新たに生活介護の実施、及び就労継続B型の工賃向上を図るために新たな施設を創設	就労B 14 生活介護 6 (就労B 20)	日吉津村	50,004	37,503	25,002	12,501	西部圏域 —生活介護	78.7%→79.8%
5	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	理事長 山本 光範	ふるさとホーム	GH	創設	高齢・重度化に対応するGHの創設。	5 (0)	南部町	52,186	20,700	13,800	31,486	西部圏域 —グループホーム	94.5%→96.3%
6	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	理事長 山本 光範	ふるさとホーム	GH	創設	高齢・重度化に対応するGHの創設。	5 (0)	南部町	52,186	20,700	13,800	31,486	西部圏域 —グループホーム	96.3%→98.2%
7	社会福祉法人 鳥取県厚生事業団	理事長 山本 光範	はしづホーム	GH	創設	羽合ひかり園からの地域移行を推進するためのGHの創設。	4 (0)	湯梨浜町	47,883	20,700	13,800	27,183	中部圏域 —グループホーム	96.4%→98.8%
8	特定非営利活動法人 ひまわり俱楽部	理事長 曾根 節男	グループホーム ひまわり俱楽部	GH	大規模 修繕	賃貸共同住宅の一部を改修しGHとして活用。(現在5部屋中3部屋を活用)	8 (6)	米子市	5,350	4,012	2,674	1,338	西部圏域 —グループホーム	98.2%→98.9%
9	社会福祉法人敬仁会	理事長 藤井 啓子	はあとハウス こすもす	GH	創設	建築基準法に適合していない賃貸物件の代替施設としてGHを創設	5 (3)	倉吉市	31,326	20,700	13,800	10,626	中部圏域 —グループホーム	98.8%→100%
小 計									420,771	246,015	164,008	174,756		

社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧

【B 定員を増加を伴わない立て替え、改修等の整備】

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ()は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員	所在地	対象経費 実支出額	県補助金	うち国費	法人 負担	優先項目			
													処遇改善	入所施設	強度行動 又は重度 障がい者 対象	圏域におけるサービ ス提供体制がより少 ないもの
10	社会福祉法人鳥取県厚生事業団	理事長山本 光範	羽合ひかり園	障害者支援施設	大規模修繕	強度行動障がい者への望ましい支援をするための一部居室の個室化。仕切り扉、トイレ等の改修。	60	湯梨浜町	17,967	13,475	8,983	4,492	○	○	強度行動障がい者	
11	社会福祉法人もみの木福祉会	理事長吉持 武平	もみの木園	障害者支援施設	大規模修繕	重度高齢の障がい者に対応するためのバリアフリー化及び老朽化に伴う改修	60	米子市	42,822	32,116	21,410	10,706	○	○	重度障がい者	
12	社会福祉法人敬仁会	理事長藤井 啓子	はあとハウス敬仁	GH	創設	建築基準法に適合していない賃貸物件の代替施設としてGHを創設(プライバシーの確保、防災設備の不備解消による処遇改善)	5	倉吉市	31,326	20,700	13,800	10,626	○	○		
13	株式会社Mao	代表取締役松下 弘美	(株)Mao障がい者通所支援事業	放課後等デイ、児童発達支援事業所の改修。(防音、エアコン設置、クッション性のある床材貼り等による処遇改善)	大規模修繕	放課後等デイ、児童発達支援事業所の改修。(防音、エアコン設置、クッション性のある床材貼り等による処遇改善)	10	境港市	4,536	3,402	2,268	1,134	○			西部圏域放課後等デイ(61.9%)
14	社会福祉法人養和会	理事長廣江 恵子	はばたき	宿泊型自立訓練	大規模修繕	老朽化した施設の改修等。(雨漏り、床の腐食への対応、防災用排煙設備の不具合の解消による処遇改善)	20	米子市	3,402	2,551	1,700	851	○			西部圏域自立訓練(生活訓練)(78.8%)
15	社会福祉法人柿木村福祉会	理事長榎原 千恵子	柿木村共同作業所	就労継続B	改築	老朽化した施設(プレハブ造)の建替え(利用者増による作業場整備や食堂の改築による処遇改善)	20	大山町	63,300	43,300	28,866	20,000	○			西部圏域就労継続B(102.6%)
16	特定非営利活動法人スペル	理事長田原 美恵子	明日葉	就労継続B、自立訓練(生活訓練)	大規模修繕	作業スペースの拡充及びトイレの改修	20	鳥取市	2,112	1,584	1,056	528	○			東部圏域就労継続B(133.2%)
17	社会福祉法人鳥取こども学園	理事長尾崎 哲子	はまむら作業所	就労移行	大規模修繕	和式トイレを洋式トイレに改修	20	鳥取市	648	486	324	162	○			東部圏域就労移行(142.7%)
18	社会福祉法人手をつなぐ福祉会	理事長本多 達郎	かめの会作業所	就労継続B	創設	現在、借地上にある法人事務所及び事業所を、購入した自己所有地に建設する。	40	鳥取市	87,577	65,682	43,788	21,895				東部圏域就労継続B(133.2%)
小計											253,690	183,296	122,195	70,394		

社会福祉施設等施設整備事業 実施希望一覧

【A 定員を増加させる整備】

(単位:千円)

優先順位	法人名	代表者	施設名	種別 ()は、整備後追加	整備区分	整備概要	定員 ()は整備前	所在地	対象経費 実支出額	県補助金	うち国費	法人 負担	優先項目	
													圏域におけるサービス提供体制がより少ないもの	H27目標値に対する提供体制
19	社会福祉法人トマトの会	理事長 福谷 則枝	グループホームトマト	GH	創設	GHの創設。	5 (0)	北栄町	58,798	20,700	13,800	38,098	中部圏域 —グループホーム	100.0%→103.0%
20	特定非営利活動法人 お菓子屋くればす	理事長 岩佐 美穂	お菓子屋くればす 上道店	就労継続B	創設	本体事業所で製造するパンや お菓子を販売するための店舗 の創設。	10 (0)	境港市	25,000	18,750	12,500	6,250	西部圏域 —就労継続B	102.6%→103.7%
21	社会福祉法人トマトの会	理事長 福谷 則枝	グループホームトマト	GH	創設	GHの創設。	5 (0)	北栄町	94,872	33,400	22,266	61,472	中部圏域 —グループホーム	103.0%→106.0%
小 計									178,670	72,850	48,566	105,820		
合 計									853,131	502,161	334,769	350,970		

鳥取県障害福祉計画におけるサービス需要見込と現在のサービス提供体制との比較

平成27年1月16日現在

第四期鳥取県障害福祉計画(H27~29)における平成27年度の需要見込と、現在のサービス提供体制との比較

平成27年度需要見込と現サービス提供体制の比較

サービス種別	圏域	東部		中部		西部	
		項目	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数
生活介護	H27計画値	816人	338人	559人	420人		
	現提供体制	575人	472人				
	比較	-241人 70.5%	134人 139.6%			-139人 75.1%	
自立訓練 (機能訓練)	H27計画値	28人	3人	3人			
	現提供体制	36人	人	人			
	比較	8人 128.6%	-3人 0.0%	-3人 0.0%			
自立訓練 (生活訓練)	H27計画値	37人	34人	33人			
	現提供体制	54人	42人	26人			
	比較	17人 145.9%	8人 123.5%	-7人 78.8%			
就労移行支援	H27計画値	131人	44人	40人			
	現提供体制	187人	52人	37人			
	比較	56人 142.7%	8人 118.2%	-3人 92.5%			
就労継続支援 (A型)	H27計画値	175人	71人	173人			
	現提供体制	283人	62人	168人			
	比較	108人 161.7%	-9人 87.3%	-5人 97.1%			
就労継続支援 (B型)	H27計画値	937人	393人	888人			
	現提供体制	1315人	374人	911人			
	比較	328人 133.2%	-19人 95.2%	23人 102.6%			
短期入所	H27計画値	68人	35人	115人			
	現提供体制	19人+空床	9人+空床	53人+空床			
	比較	-49人 27.9%	-26人 25.7%	-62人 46.1%			
グループホーム	H27計画値	229人	167人	271人			
	現提供体制	250人	161人	246人			
	比較	21人 109.2%	-6人 96.4%	-25人 90.8%			
サービス種別	圏域	東部		中部		西部	
		項目	利用者数	利用者数	利用者数	利用者数	
児童発達支援	H27計画値	71人	49人	84人			
	現提供体制	98人	28人	55人			
	比較	27人 138.0%	-21人 57.1%	-29人 65.5%			
放課後等デイサービス	H27計画値	157人	80人	97人			
	現提供体制	98人	30人	60人			
	比較	-59人 62.4%	-50人 37.5%	-37人 61.9%			
保育所等訪問支援	H27計画値	6人	43人	11人			
	現提供体制		定員の規定無し				
	比較						
医療型児童発達支援	H27計画値	16人	21人	24人			
	現提供体制	40人	20人	30人			
	比較	24人 250.0%	-1人 95.2%	6人 125.0%			
障害児相談支援	H27計画値	228人	71人	196人			
	現提供体制		定員の規定無し				
	比較						

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議対象施設選定基準

平成26年11月17日
障がい福祉課

I 目的

平成27年度社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、満たすべき基準の整理と、優先順位を付すための県基準を定める。(平成27年度の国庫協議方針は現時点で不明であるが、一県あたりの協議数制限又は予算制限が設定された場合は、本基準により優先順位の高いものから国庫協議を行うこととする。)

II 選定方法

国が設定している選定対象施設の基準を満たす事業について、県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金協議の実施に当たり、県の優先順位を付す必要があるため、国が示している留意事項及び県施策として優先すべき基準により国庫協議を行う事業の優先順位を付す。

1 国留意事項

項目	内容
(1) 障害福祉計画との適合性	現行の障害福祉圏域及び市町村の障害福祉サービスの需要見込みとサービスの提供体制を比較し優先度が高いと考えられるもの。
(2) 実態把握に基づく施設整備計画	①単に待機者数の把握にとどまらず、施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められること。 ②施設の整備目的、計画等が具体的であること。
(3) 関係市町村との調整	①関係市町村との調整が行われていることを前提とし、新たに事業所を創設する場合には整備予定地の市町村長の意見書が添付されていること。 ②施設の建設に当たっては、近隣住民に対する説明や対応を十分に行い理解を得ること。
(4) 用地確保	建設用地の確保が確実であること。
(5) 実施主体の適格性	①役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能と考えられるもの。 ②法人の指導監督を担当する部局に対し意見を求めるなど当該施設を設置する適格性について厳格な審査を行うこと。
(6) 民間補助金との重複	民間補助金の申請と重複しないこと。
(7) 事業実施の確実性	障害福祉サービスの趣旨、利用対象者、指定基準、報酬等を十分検討し着実に事業が実施できると考えられるもの。
(8) 立地等	創設の場合は、障がい者が地域社会と日常的に交流出来るよう立地等で配慮されているもの。
(9) グループホームの立地・規模等	① 創設の場合は、住宅又は住宅と同程度に利用者の家族や地域住民との交流が確保される地域にあり、かつ原則として入所施設、病院の敷地外にあること。 ② 創設の場合は1共同生活住居の定員が4人以上10人以下であるもの。

2 県優先項目

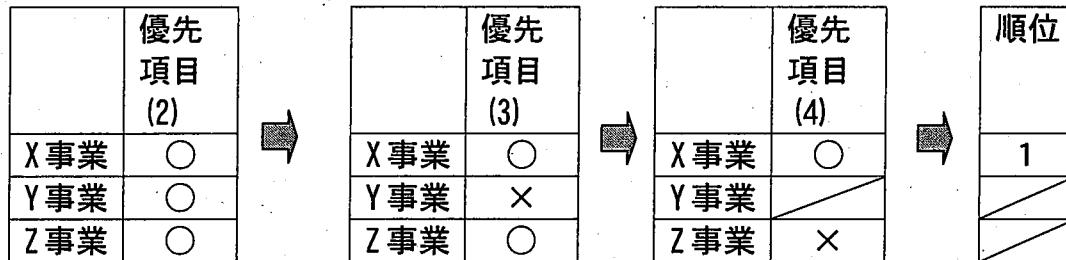
整備区分	優先項目	理由
A 定員を増加させる整備	(1) 圏域におけるサービス提供体制（定員）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	圏域において不足しているサービスを充足させるため。
	(2) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者、③精神障がい者（グループホームに限る）を対象とするもの。（①、②、③の順で優先とする。）	・入所施設、病院、自宅からの移行ニーズ及び在宅生活の支援のため地域の受け皿となる環境の整備が必要。 ・特定のケアが必要な方への受け皿の拡大が必要。
	(3) 増加する定員がより多いもの。	地域における受け皿の拡大が必要。
	(4) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	
	(5) 整備予定が、合併前の旧4市以外に位置するもの。	
B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備	(1) 安全確保のために早急な改修が必要となる修繕等。	利用者への影響の大きさを踏まえ、より必要性の高い事業を優先的に扱う。
	(2) 利用者の処遇改善のために必要となる修繕等。	
	(3) (1)、(2)以外の修繕等	
	(4) 入所施設又は居住サービス事業所である。	
	(5) ①強度行動障がい者、②重度障がい児者を対象とするもの。（①、②の順で優先とする。）	
	(6) 圏域におけるサービス提供体制（定員）の、県障害福祉計画の整備計画達成率がより少ないサービスの整備。	
	(7) 耐用年数に対する経過年数の割合が高いもの。	
	(8) 過去3年間における県施設整備補助金の事業実績額がより少ない法人。	

3 協議順位の付け方

- ア 原則、「A 定員を増加させる整備」を優先とする。
- イ 「A 定員を増加させる整備」において、圏域におけるサービス提供体制が、県障害福祉計画の整備計画を上回る場合は、「B 定員の増加を伴わない、建替え、改修等の整備」の方を優先とする。
- ウ 優先すべき項目(1) 圏域におけるサービス提供体制がより少ないサービスの整備において、複数の整備がある場合は、段階的に(2)、(3)・・とし、各段階の項目を順次満たす事業に決定する。
- エ 順位が決定した場合は、当該順位における整備後の圏域におけるサービス提供体制において、以下の順位を決定する。

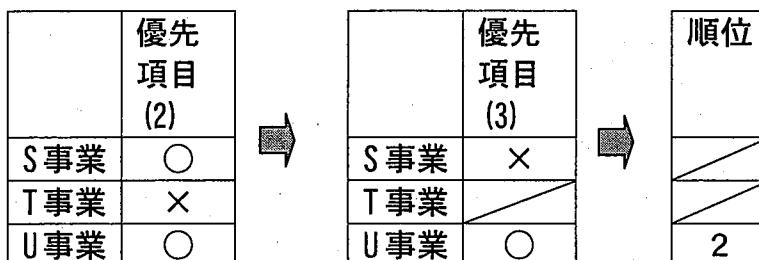
<例>

優先項目(1)で、東部圏域のグループホームが一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、東部圏域のグループホームの整備をX、Y、Zが希望している場合。



上図のとおり段階的に(2)、(3)・・とし、各段階の項目を順次満たしたXが1位と決定。1位となったXの整備を行なったとして、東部圏域のグループホームの県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正。

これにより、中部圏域の生活介護が一番、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が低く、中部圏域の生活介護の整備をS、T、Uが希望している場合。



同様に、段階的に(2)、(3)・・とし、各段階の項目を順次満たすU事業2位と決定。2位となったUの整備を行なったとして、中部圏域の生活介護の県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制を修正し、その後、県障害福祉計画の整備計画に対するサービス提供体制が一番低いものが優先とする。

平成27年度放課後児童クラブの施設整備について

(単位：千円)

施設名	設置主体	整備予定地	総事業費	事業計画の概要		協議基準					
				国費 補助金	内訳 県費	市費	ア	イ	ウ	オ	
くるみ児童クラブ ※既存	鳥取市	大正小学校敷地内	38,133 (23,556)	7,852 (7,852)	7,852 (7,852)	22,429 (7,852)	当該クラブは大正小学校の空き教室で実施しているが、児童数の増加による教室不足解消のため、渡り廊下・体育館横に多目的室を増築整備し、学校と児童クラブが使用時間帯を分けて共用する。	○	○	○	○
浜村児童クラブ ※既存	鳥取市	旧浜村幼稚園	25,968 (23,556)	7,852 (7,852)	7,852 (7,852)	10,264 (7,852)	当該施設は建設から36年が経過し、塩害による鉄骨の錆や外壁軒天の爆裂、外壁のモルタルの剥離、屋上の雨漏りなど、痛みが激しく危険な状況にあるため、外壁塗装、壁屋根の防水等の大規模修繕を行う。	○	○	○	○
みほっこ児童クラブ1～4組(仮) ※既存	鳥取市	鳥取市吉成二丁目13番8号	94,224 (94,224)	31,408 (31,408)	31,408 (31,408)	31,408 (31,408)	当該施設は美保小学校隣の美保保育園3階の一室を活用し、開設している。美保保育園は平成21年度の耐震診断により、耐震改修が必要と判断され、建替えを検討しており、当該クラブについても保育園の建替えに併せて4クラブに分割し、合築整備する。	○	○	○	○

※ (1) 内の数字は補助金額及び補助金の内訳

放課後児童クラブ施設整備事業に係る社会福祉審議会における審査について

平成27年2月9日
子育て応援課

平成27年度に市町村が実施する放課後児童クラブの施設整備に係る国庫補助協議を行うにあたり、「放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について」（平成26年3月20日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）4に基づき、社会福祉審議会において審査をお願いします。

【根拠】放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について（平成26年3月20日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知）

4 協議対象施設の選定について

(1) 選定基準

次の基準に照らして十分な審査を行った上で、協議対象施設を選定されたい。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 関係市町村との調整

都道府県においては、市町村長の意見を聴取するなど関係市町村との調整が十分行われていること。

なお、新たに公立以外の施設を創設する整備については、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

エ 社会福祉法人の適格性

社会福祉法人が設置する施設においては、社会福祉法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

オ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。

(2) 選定手続き

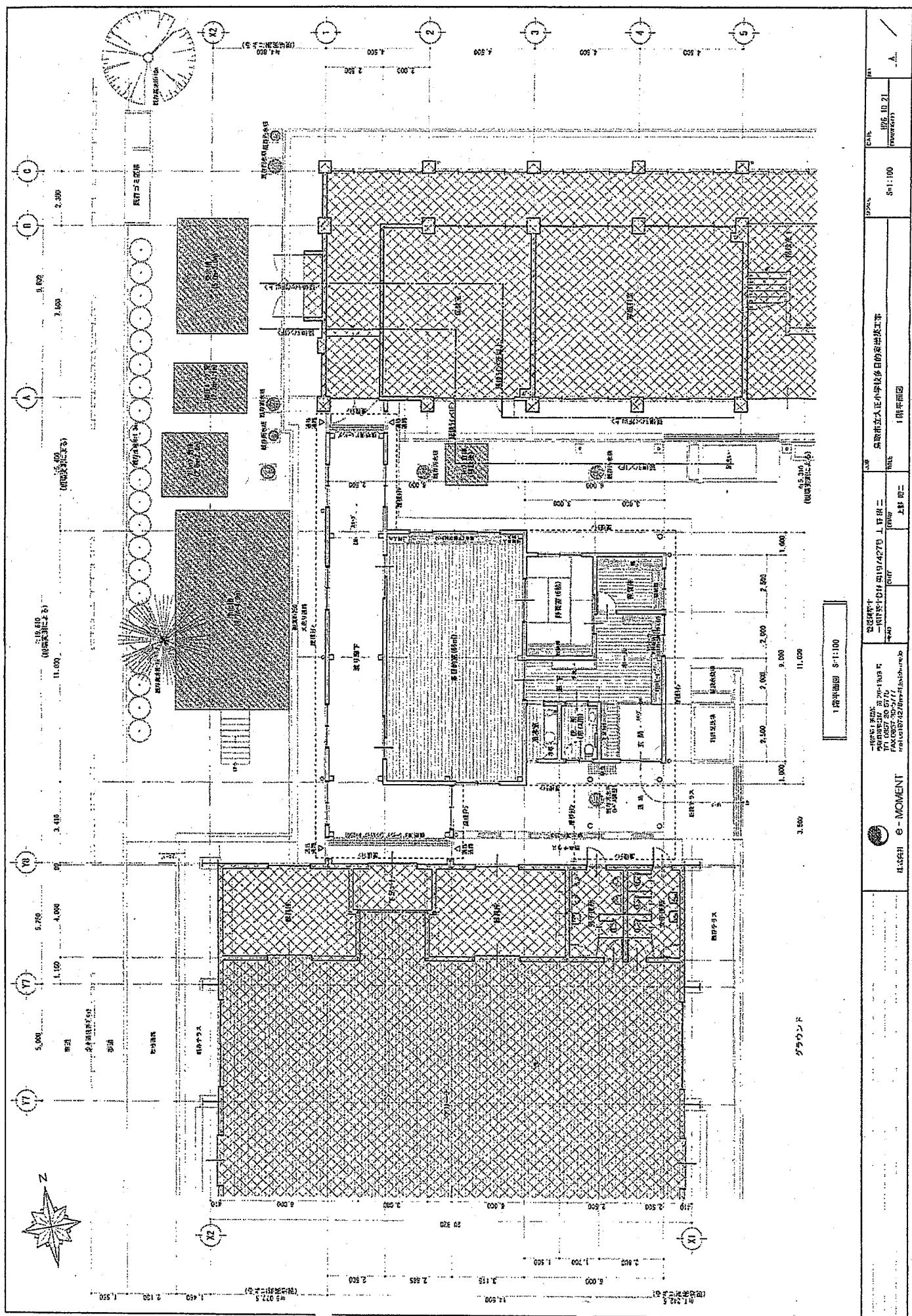
ア 審査及び公表

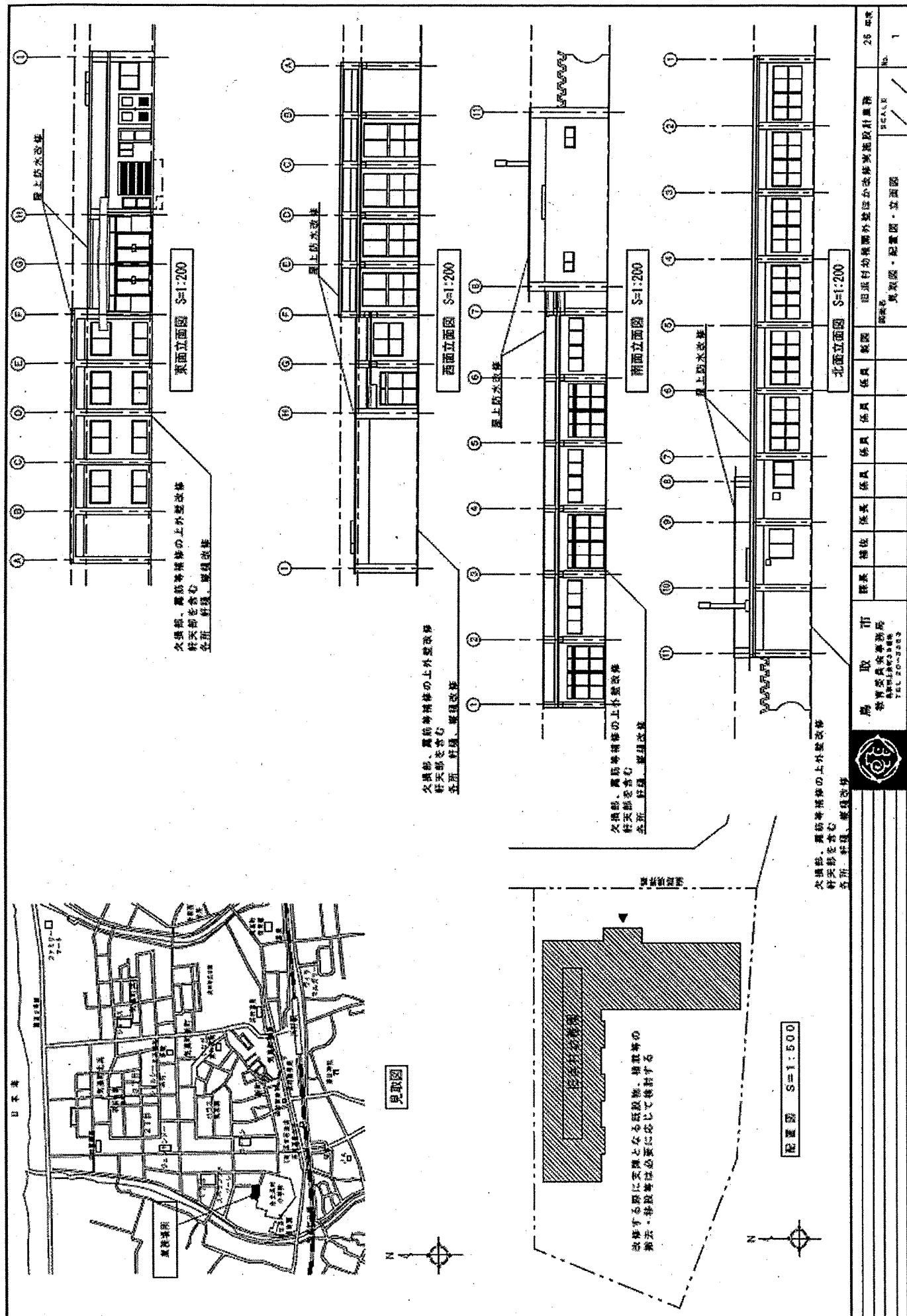
(ア) 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

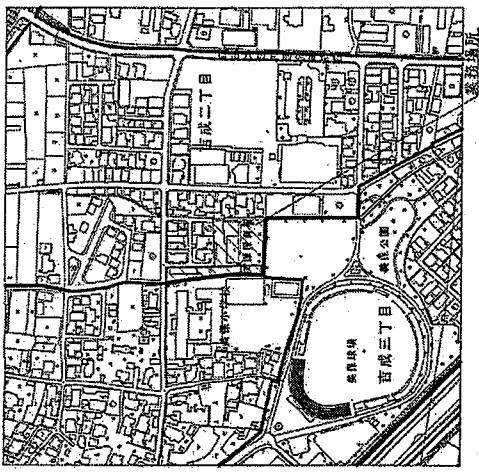
(イ) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。



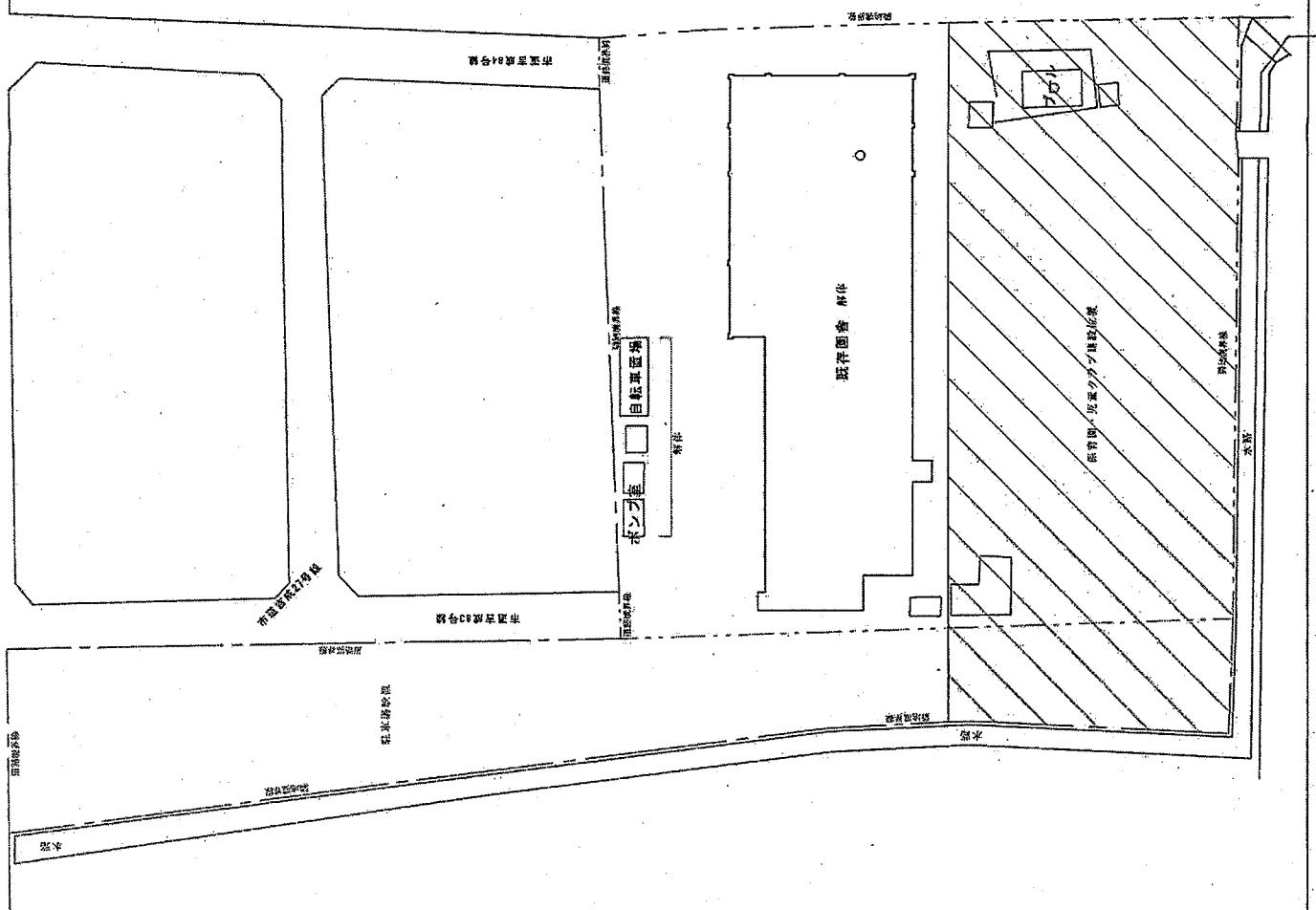


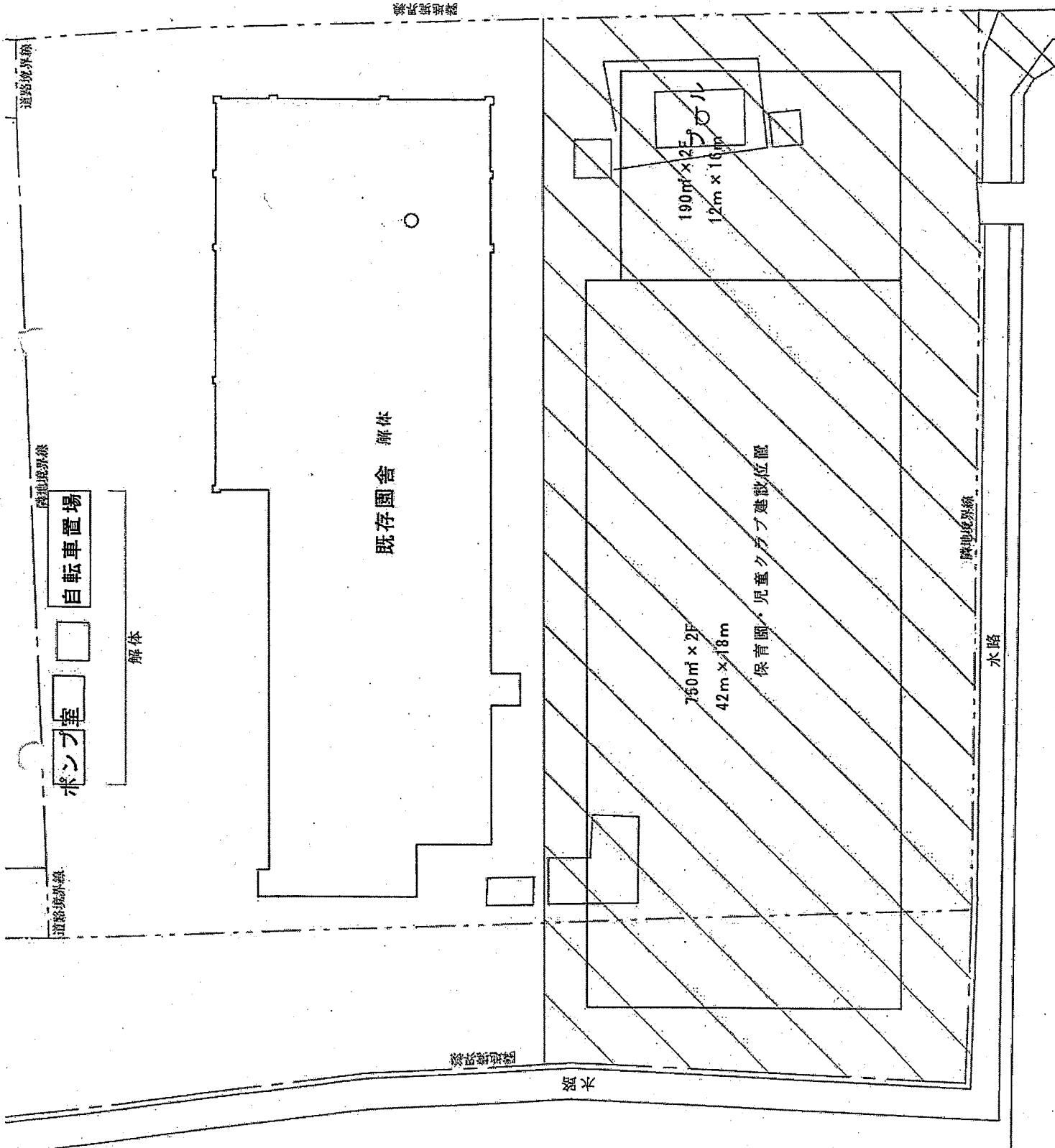


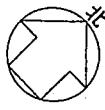
付近見取図

※敷地内は、敷地境界内及び敷地周囲の道路、水路について行う。

鳥取市立養育保育園改築基本設計及び実施設計業者 新藤孝 付注見直図、現況配置図	STAB f	No. 2	平成26年度 2
---	-----------	----------	-------------

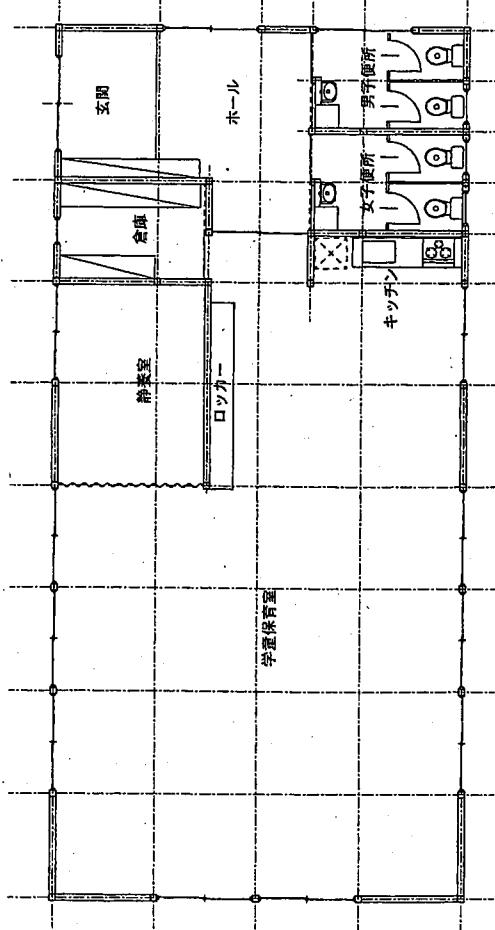






15.745

7.880		1.940	1.970	2.955

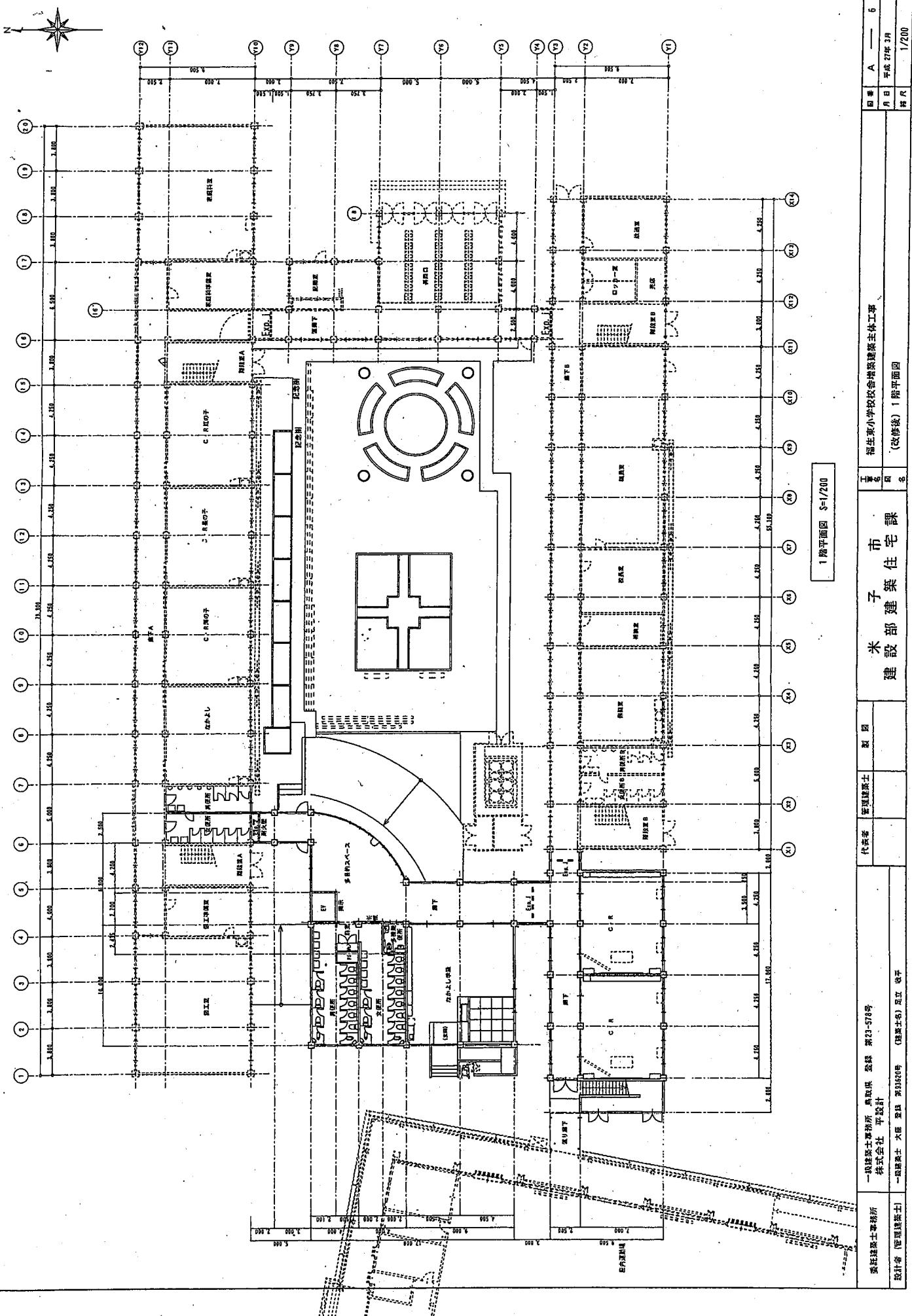


平面図 S=1/100

面積表	
敷地面積	計画建物
建築面積	合計
1階床面積	131.95
延床面積	131.95

学童保育室 : 7.88×7.88+4.325×4.325=86.35
静教室 : 3.94×2.95=11.64

Project	西郷地区学童保育施設設計圖	Drafted by	(有)エイディ工芸設計研究室
Title	平面図	S=1/100	TEL 0458-22-7717 FAX 0855-23-5315 一級建築士 梶原秀 設計者登録番号 第1283679 販賣者登録番号 第877-1



「鳥取県障がい者プラン（鳥取県障がい者計画・鳥取県障がい福祉計画）」の検討状況について

平成27年2月9日
障がい福祉課

現在、「鳥取県障がい者プラン（鳥取県障がい者計画・鳥取県障がい福祉計画）」を作成中であり、当該プラン（案）の概要と、検討状況について報告する。

1 プラン（案）の概要について

（1）プランの位置づけ

- 障害者基本法第11条第2項に規定する「都道府県障害者計画」及び障害者総合支援法第89条に規定する「都道府県障害福祉計画」とする。
- プランの期間は、平成27年度から平成35年度までの9年間とし、障がい福祉計画に該当する部分は3年に一度見直すこととする。
- 障害福祉サービスのみならず、医療、情報アクセス・コミュニケーション支援、教育、スポーツ・文化芸術活動、権利擁護・虐待防止、防災・防犯対策、住宅、バリアフリー、雇用・就業など幅広い分野において障がい者の地域生活を支援する、計画的かつ総合的な取組を進めるためのものとする。

（2）策定の考え方

新たな国の障害者基本計画（平成25年9月）及び基本指針（平成26年5月）、県内の障がい者の現状及び今後の見通し、並びに国内外の障がい者を取り巻く環境等の変化等を踏まえながら策定する。

（3）策定にあたっての留意事項

- 障がい当事者及び家族等からの意見をプランに反映させるため、以下取組等を行った。
- 障がい者施策に係る県の附属機関である鳥取県障害者施策推進協議会や鳥取県地域自立支援協議会でプランの内容を検討。
- 県の未来づくり推進本部プロジェクトチーム「障がい者の暮らしやすい鳥取プロジェクト」において、障がい当事者等から意見・要望を伺った。
- 「平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査」を実施。

（4）基本理念

基本理念を「ともに生きる地域社会の構築」とし、具体的基本目標を「地域で安心して暮らす」、「地域で学び、働き、社会参加を促進する」、「ともに暮らす社会への実現」とする。

（5）各分野別施策の基本的方向 ※今プランの新設分野には（新）と付記

分野	取組内容
①生活支援	相談支援体制の充実、在宅サービス等の充実、障がい児支援の充実、サービスの質の向上等、人材の育成・確保、福祉用具の普及及び身体障がい者補助犬の育成
②保健・医療	保健・医療の充実等、精神保健・医療の提供等、人材の育成・確保、難病に関する施策の推進、障がいの原因となる疾病等の予防・治療
③安心・安全（新）	防災対策等の推進、防犯対策の推進、消費者トラブルの防止及び被害からの救済
④情報アクセス・コミュニケーション支援	情報アクセス・コミュニケーション支援の充実、情報提供の充実等、意思疎通支援の充実、行政情報の配慮、手話言語条例に基づく施策の展開
⑤生活環境	住宅の確保、公共交通機関のバリアフリー化の推進等、公共的施設等のバリアフリー化の推進、福祉のまちづくりの推進
⑥雇用・就業等	障がい者雇用の促進、特別支援学校における企業等と連携した職業教育の推進、総合的な就労支援、障がい特性に応じた就労支援、就労の底上げ、年金・手当等
⑦教育、文化・芸術活動、スポーツ	教育、文化芸術活動の推進、障がい者スポーツ等の推進

⑧差別の解消及び権利擁護の推進(新)	障がいを理由とする差別解消の推進、権利擁護の推進、行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
⑨あいサポート運動の推進等(新)	あいサポート運動の推進、障がい及び障がい者理解の促進、ボランティア活動等の推進

(6) その他（障がい福祉計画に係る成果目標等）

平成27年度から平成29年度までの障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標（成果目標）を定めることとする。

【成果目標】

- 施設入所者の地域生活への移行を進めるため、施設入所者のうち、今後グループホーム、自宅等に移行する者数の増、等
- 精神科病院からの退院及び地域移行を促進し社会的入院の解消を進めるため、長期在院者数の減、等
- 障がい者の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約等を行う拠点等の整備
- 福祉施設における就労支援を強化するため、福祉施設から一般就労に移行する者数の増、等

2 検討にあたってのこれまでの経緯

日時	事項	内容
H26,4,22	第1回PT会議	PTで取り扱うテーマ（※）の検討、進め方等確認、情報・課題共有
H26,5,1	第1回合同幹事会（PT関連）	※公共施設等のバリアフリー化、県の手続き等の点検・見直し、情報アクセス・コミュニケーション支援、障がい者優先調達の推進、障がい者プランの5テーマ
H26,5,20	障がい当事者団体等から意見を聞く会（PT関連） ※身体障がい、肢体不自由、内部障がい、知的障がい、自閉症・発達障がい、精神障がいの当事者・家族が参画	障がい当事者の実態把握、意見・要望等とりまとめ
H26,5,23	情報アクセス・コミュニケーション研究会（PT関連） ※視覚障がい、聴覚障がい、盲ろう、音声機能障がいの当事者が参画	
H26,6,1～	「平成26年度鳥取県障がい者の実態・ニーズ調査」実施 ※手帳所持者（身体・知的）、入院・通院（精神）、入所者等へアンケート配布	
H26,7,10	第1回鳥取県施策推進協議会	プラン（骨子）検討
H26,7,28	第1回鳥取県地域自立支援協議会	プラン（骨子）検討
H26,8,26	事業者・関係機関から意見を聞く会	
H26,9,2	第2回合同幹事会（PT関連）	検討状況確認、具体的施策のとりまとめ
H26,9,8	第2回PT会議	
H26,10,20	第2回鳥取県施策推進協議会	プラン（素案）検討
H26,11,17	第2回鳥取県地域自立支援協議会	プラン（素案）検討
H26,12,16	鳥取県施策推進協議会及び鳥取県地域自立支援協議会でプラン（案）について意見照会	プラン（案）検討
H27,1,23～2,10（予定）	プラン（案）に対するパブリックコメントの実施	
H27,1,30（予定）	第3回合同幹事会（PT関連）	施策への反映結果、次年度以降の方針性の確認
H27,3（予定）	第3回PT会議	
H27,3（予定）	第3回鳥取県施策推進協議会	
H27,3（予定）	第3回鳥取県地域自立支援協議会	

(参考) 障がい当事者・家族等からの意見等への反映

<PT関係で出された主な意見>

- 介助者なしで一人で自由に移動できる環境がよい。
- 民間施設のバリアフリー化の促進
- 障がい特性に応じたトイレの整備が必要
- 災害時に避難所となる学校のバリアフリー化
- 施設の表示をわかりやすくして欲しい
- 障がい特性を理解して対応してほしい
- あいサポート運動を推進してほしい
- 音声情報だけ、文字情報だけに偏らず、様々な形態で情報を提供してほしい
- 緊急時の情報が得られるようにして欲しい
- 災害時の対応について不安がある

<ニーズ調査の結果概要>

- アンケート設問項目において、在宅生活支援では、「経済的負担の軽減」等、外出支援では「公共交通の利便性向上」等、就労支援では「職場の理解」等、災害時の支援では「避難所の設備不安」等、といった回答があった。
- 自由意見記載欄において、雇用関係では「雇用の増」等、周囲への要望では「障がいへの理解促進」等、将来への不安では「親、家族亡き後の不安」等、年金・医療関係では「サービス・支援の充実」等、福祉制度関係では「行政から情報の積極的な提供」等、社会的参加関係では「バリアフリー化の促進」等、意見があった。

「鳥取県手話施策推進計画」の検討状況及びパブリックコメントの実施について

平成27年2月9日
障がい福祉課

鳥取県では、平成25年10月に制定された鳥取県手話言語条例に基づき、「鳥取県手話施策推進計画」の策定に向けて検討を進めています。この計画では、今後継続的に手話施策を推進するために必要な取組の基本方針を定めることにしています。平成26年3月以降、鳥取県手話施策推進協議会において計画内容の検討を行っていますので、下記のとおり同協議会での検討状況を報告します。

また今後、手話施策推進計画（案）に係るパブリックコメントを実施する予定ですので、併せてその概要を報告します。

記

第1 鳥取県手話施策推進計画の検討状況

1 協議会の概要

(1) 名称 鳥取県手話施策推進協議会

(2) 目的

鳥取県手話言語条例第17条に基づき設置される合議体で、次の2つの役割を担う。

- ① 県が、鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定める際、知事に意見すること。
- ② その他、条例の施行に関する重要事項について、知事に意見すること。

(3) 委員構成

ア 委員 8名

区分	所属等	氏名	備考
当事者 団体	(公社) 鳥取県聴覚障害者協会事務局長	石橋 大吾	協議会長 ろう者
	(公社) 鳥取県聴覚障害者協会事務局次長	戸羽 伸一	ろう者
関係団 体等	鳥取県手話通訳士協会	国広 生久代	
	鳥取県手話サークル連絡協議会	藤井 貴子	
	あいサポートメッセンジャー	今西 賀子	
事業者	(社福) 鳥取県厚生事業団（障害者福祉セ ンター友愛寮長）	小松 三恵子	
	(独法) 国立病院機構 鳥取医療センター事 務部長	門田 陽一郎	
その他	(前) 鳥取県立鳥取聾学校長	後藤 裕明	

イ オブザーバー 10名

区分	所属等	氏名	備考
教育	湯梨浜町教育委員会教育長	土海 孝治	
	鳥取県立鳥取聾学校長	藤田 則恵	
市町村	鳥取市障がい福祉課長	富田 恵子	
	岩美町福祉課長	鈴木 浩次	
	伯耆町福祉課長	谷口 仁志	
その他	鳥取労働局職業安定部職業対策課長	野田 千卯	
	鳥取県病院局長	福田 健	
	鳥取県警察本部教養課長	足羽 将司	
	NHK鳥取放送局L Gマネジメント副部長	八木 智一	
	日本財団ソーシャルイノベーション本部上 席チームリーダー	石井 靖乃	

※ 事務局：障がい福祉課、教育委員会事務局特別支援教育課

2 協議会での議論等

(1) 協議会（平成26年3月25日）の概要

計画の全体イメージ、構成等に関する議論を行った。

(2) 手話に関するアンケートを実施（平成26年6月～8月）

ろう者、手話関係者、一般県民を対象にアンケート調査を行った。多くの人が条例について知っているが未だ約2割の県民は条例のことを知らないこと、ろう者、手話関係者の約半数が防災分野でろう者への配慮が全くなされていないと感じていること、ろう者、手話関係者も含め、多くの県民が地域においてろう者への配慮が全くなされていないと感じていること等が分かった。

(3) 協議会（平成26年10月23日）の概要

前回の議論、手話に関するアンケート結果を踏まえ、事務局で作成した鳥取県手話施策推進計画（素案）を提示し、意見交換を行った。特に教育分野での手話の普及に関して熱心な議論が交わされた。

(4) 協議会（平成26年12月25日）の概要

前回協議会で得られた意見を踏まえ、事務局で再検討した計画（案）を提示し、これをもとに議論を行い、パブリックコメントの実施について了解が得られた。特に県職員の手話学習、教育分野での手話の普及に関して熱心な議論が交わされた。

第2 鳥取県手話施策推進計画（案）について

1 計画の位置付け

- ・ 鳥取県手話言語条例第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するため必要な施策」について定めるもの。
- ・ 条例第8条第1項で定められているとおり、本計画のエッセンスを「鳥取県障害者計画」に盛り込む。

（参考）鳥取県手話言語条例（抜粋）

（計画の策定及び推進）

第8条 県は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第2項に規定する鳥取県障害者計画において、手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策について定め、これを総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 知事は、前項に規定する施策について定めようとするときは、あらかじめ、鳥取県手話施策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項に規定する施策について、実施状況を公表するとともに、不断の見直しをしなければならない。

2 計画期間 平成27年度から平成35年度まで（鳥取県障害者計画と同じ。）

3 鳥取県手話施策推進計画（案）の概要

別添「鳥取県手話施策推進計画（案）の概要」を参照。

第3 鳥取県手話施策推進計画（案）に関するパブリックコメントの概要

1 意見募集の方法

(1) 募集期間

平成27年1月23日（金）から同年2月10日（火）までを予定。

(2) 応募方法

郵送、ファクシミリ、電子メール、意見箱（県庁県民課、各総合事務所地域振興局、県立図書館、市町村窓口等に設置）

2 今後のスケジュール

平成27年1月～2月 パブリックコメントの実施（この期間内に計画（案）の県民説明会も実施）

平成27年3月 鳥取県手話施策推進協議会にて審議、計画策定

鳥取県手話施策推進計画（案）の概要

1 計画の位置付け、計画期間

(1) 計画の位置付け

この計画は、条例第8条第1項に基づき、「手話が使いやすい環境を整備するために必要な施策」について定めるものです。

(2) 計画期間 平成27年度から平成35年度まで

2 施策の基本的な考え方

施策の立案・推進にあたっては、以下の考え方を基本とします。

(1) 手話の普及

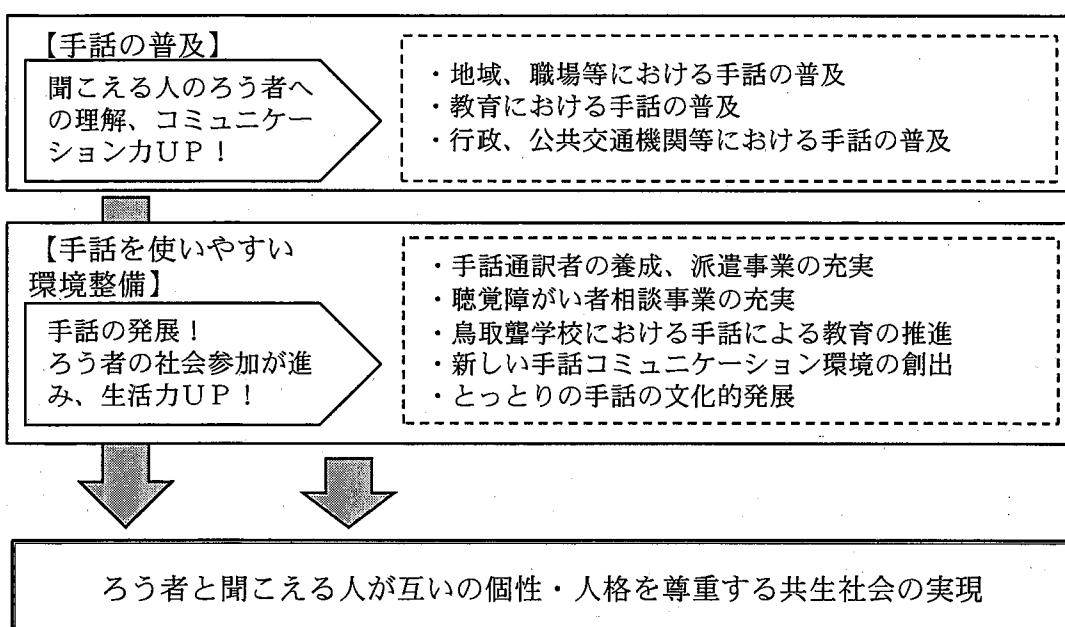
人と人が対面し、互いの目を合わせて意思等を伝え合う手話には、ＩＣＴ全盛の現代社会だからこそ学ぶべき大切な要素が含まれています。だからこそ手話の普及は、手話表現を覚えるだけではなく、ろう者と聞こえる人が交流し、コミュニケーションの大切さ、喜びを感じあうことを通じて、互いの理解を深め、学びあうことを大切にして推進します。

(2) 手話を使いやすい環境整備

ろう者の感性を大切にし、ろう者のニーズを踏まえ、手話通訳者の養成など、ろう者と聞こえる人がコミュニケーションしやすい環境づくりを推進します。

3 施策推進イメージ

計画の理念である共生社会実現のため、次のとおり施策推進イメージを示します。



4 手話施策推進方針

次のとおり、手話施策推進方針を定め、総合的に施策を推進していきます。

(1) 手話の普及

ア 地域、職場等における手話の普及

ろう者と日常的に関わりのある地域、職場等では普段の風景の中に手話が溶け込み、ろう者

の周りに手話が溢れ、ろう者と聞こえる人が支え合う環境づくりを、それ以外の地域等ではろう者への理解等を中心とした手話の普及を進めます。こうした取組の継続により、災害時等に助け合える環境づくりに繋げます。

また、多くの人が手話に関心を持ち、身近に感じてもらうため、手話パフォーマンス甲子園等を通じた普及啓発にも力を入れます。

さらに、難聴者・中途失聴者も手話が学べる場づくりの検討、手話カフェ等の取組の広がりを通じて、誰もが手話に触れ、学べる環境づくりを進めます。

イ 教育における手話の普及

小中学校・高等学校・特別支援学校において、ろう児、地域のろう者等との交流を通じて、教職員、児童・生徒一緒に楽しみながら手話の普及を進めます。手話学習教材の活用状況等を把握し、手話普及支援員派遣制度の充実を図りながら、各学校において指名される手話推進員（仮称）が中心となって着実に取組を進め、将来的には全学校で手話を学ぶ機会をつくります。

ウ 行政、公共交通機関等における手話の普及

ろう者への理解、手話学習を進め、ろう者の目線に立ったサービスの提供を行います。行政窓口では、手話対応可能な職員増を進めます。

（2）手話を使いやすい環境整備

ア 手話通訳者の養成、派遣事業等の充実

正確な手話通訳技術に加え、ろう者の歴史・文化を深く理解し、通訳場面での多様な通訳ニーズに応えられる手話通訳者の養成・派遣事業を進め、併せて現任研修等の充実により手話通訳者の通訳技術向上を推進します。また、手話通訳者の増加を目指し、手話奉仕員の増加を促しつつ、手話通訳業務の意義・魅力を広く発信します。一方で手話通訳者の健康管理、手話通訳者の指導者養成方法等を検討します。

イ 聴覚障がい者相談事業の充実

手話通訳者派遣事業とも十分連携し、受身ではなく、積極的に相談ニーズを把握し、課題解決を目指す相談事業を推進します。また、福祉施設入所中のろう者、独居高齢ろう者への見守り活動、交流機会の創出も検討します。

ウ 鳥取聾学校における「手話による教育」の推進

教諭の手話技術向上等を通じて、ろう児が授業内容をより理解しやすくなるとともに、ろう教諭とのかかわりにより、自らがろうであることに誇りを持てる環境をつくります。ろう児の保護者に対しては、早期から聾学校が関与し、聴覚障がいに対する理解の促進や手話が身近に感じられる環境を提供します。

エ 新しい手話コミュニケーション環境の創出

ＩＣＴは視覚的に情報を入手するろう者にとって、日常生活、社会生活又は防災等においても大変有効なツールです。遠隔手話通訳サービスの定着化等を通じて、ろう者とＩＣＴをつなぎ、新しい手話コミュニケーション環境の創出を目指します。

また、地域で孤立しがちな高齢ろう者、施設入所中のろう者等に対しても手話コミュニケーション環境づくりを検討します。

オ とっとりの手話の文化的発展

地域手話の創出、古い地域手話の保存・伝承を通じて、鳥取県内の手話の文化的発展を促進します。

平成26年度第2回社会福祉審議会
平成27年2月9日（月）／障がい福祉課

障害者差別解消法（「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）の概要
(平成25年6月26日公布／平成28年4月1日施行)

1 法律の基本的位置づけと目的

- この法律は、障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者基本法第4条の「差別の禁止」の規定を具体化するものとして位置づけられている。
- 障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることによって、差別の解消を推進し、それによりすべての国民が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としている。

2 法の概要

- (1) 国の行政機関や地方公共団体等及び民間事業者による「障がいを理由とする差別」を禁止する。
- (2) 差別を解消するための取組について政府全体の方針を示す「基本方針」を作成する。
- (3) 行政機関等ごと、分野ごとに障がいを理由とする差別の具体的な内容等を示す「対応要領」・「対応指針」を作成する。
- (4) 相談及び紛争の防止等のための体制の整備、啓発活動等の障がいを理由とする差別を解消するための支援措置について定めている。

3 差別解消のための措置

(1) 「差別的取扱い」の禁止

行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

【障がいを理由とする差別とは】

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりするような行為をいいます。

また、障がいのある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合には、負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行うことが求められる。

こうした配慮を行わないことで障がいのある方の権利利益が侵害される場合も差別に当たる。

(2) 合理的配慮不提供の禁止

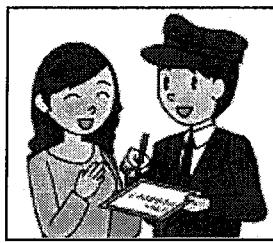
行政機関等及び事業者が事務または事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとなるよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

なお、民間事業者については、「私的自治」の点に配慮し、「合理的配慮不提供の禁止」は努力義務として意識啓発・周知を図るための取り組みを進めることとし、法的義務とするか否かは、本法施行後の状況を踏まえて検討することとされている。



【不当な差別的取扱い】(例)

障がいを理由としてサービスの提供や入店を拒否してならない

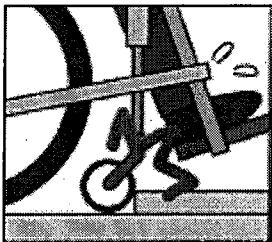


【合理的配慮】(例)

筆談や読み上げなどちょっとした配慮で助かる人がいる。



【社会的障壁とは】(障がいのある方にとって日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの)



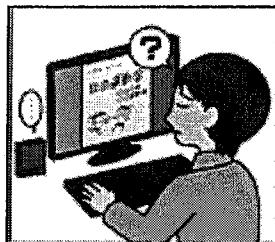
例 街なかの段差

3センチ程度の段差で車椅子は進めなくなります。



例 書類

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ

すべて画像だと読み上げソフトが機能しません。

- ① 社会における事物
通行、利用しにくい施設、設備など
- ② 制度
利用しにくい制度など
- ③ 慣行
障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など
- ④ 観念
障がいのある方への偏見など

(3) 具体的な対応

ア ガイドライン（対応要領・対応指針）の策定

(ア) 行政機関等の職員のための対応要領の策定

行政機関の長、地方公共団体の機関等は、基本方針に即して、行政機関等の職員が適切に対応するために必要な要領（対応要領）を定めることとされている（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については努力義務）。

なお、対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障がい者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人については努力義務）。

(イ) 事業者のための対応指針の策定

各事業分野を管轄する主務大臣は、基本方針に即して、事業者が適切に対応するために必要な指針（対応指針）を定めることとされている。

なお、対応指針を定めようとするときは、あらかじめ、障がい者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

イ 事業主による差別解消の推進のための措置

行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う措置については、「障害者の雇用の促進等に関する法律」（1960（昭和35）年法律第123号）によること。

ウ 環境の整備

行政機関等及び事業者は、必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(4) 実効性の確保

各事業分野を管轄する主務大臣は、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、事業者に対して報告を求めたり、助言、指導、勧告を行うことができる。

また、これに従わなかったときや虚偽の報告を行ったときは、過料が課される。

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」が禁止されます

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
国 ^の 行政機関・ 地方公共団体等	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 障害者に対し、合理的配 慮を行わなければなりま せん。
民間事業者 ^等 <small>※民間事業者には、個人事 業者、NPO等の非営利事 業者も含みます。</small>	 不当な差別的取扱いが 禁止されます。	 障害者に対し、合理的配 慮を行うよう努めなけれ ばなりません。

具体的対応

	策定者	策定
基本方針	政府	義務
対応要領	<p>【国の行政機関の長、独立行政法人等】 当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や 合理的配慮の好事例等を示す</p> <p>【地方公共団体の機関】 当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や 合理的配慮の好事例等を示す</p>	義務
対応指針	主務大臣（行政措置）	努力義務

4 差別解消のための支援措置

(1) 相談及び紛争の防止・解決のための体制の整備

国及び地方公共団体は、障がい者及びその家族その他の関係者からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、紛争の防止または解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図ることとされている。

(2) 啓発活動

国及び地方公共団体は、障がいを理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障がいを理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るために、必要な啓発活動を行うものとされている。

(3) 情報の収集、整理及び提供

国は、障がいを理由とする差別の解消に関する施策の推進に資するよう、国内外における障がいを理由とする差別に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとされている。

(4) 障害者差別解消支援地域協議会の設置

国及び地方公共団体は、関係機関等により構成される「障害者差別解消支援地域協議会」を組織することができる。

同地域協議会は、障がいを理由とする差別に関する情報の交換、障がい者からの相談及び事例を踏まえた協議並びに差別解消のための取り組みを行うとともに、同地域協議会を構成する機関等に対し、事案に関する情報の提供及び意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

障害者差別解消法施行に向けての平成27年度の取組

1 あいサポート運動ステップアップ推進事業

障害者差別解消法は、すべての国民が障がいの有無によってわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としており、あいサポート運動の理念と同じである。

そこで、「障がいを知る」とともに、更に「ともに暮らす具体的な方法」について、ステップアップしたDVD、小冊子を作成し、共生社会実現を目指す。

(1) 障がい理解パンフレット（ステップアップ編）の作成

目的：合理的配慮や社会的障壁除去への理解促進

内容：写真等を使った具体的でわかりやすい内容で、情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える障がい者や肢体不自由の方への対応、社会的障壁についてなど、障がい者の社会参加の視点で作成

(2) DVD（ステップアップ編）の作成

目的：合理的配慮や社会的障壁除去への理解促進

内容：具体的でわかりやすい内容で、情報アクセス・コミュニケーションに困難を抱える障がい者や肢体不自由の方への対応、社会的障壁についてなど、障がい者の社会参加の視点で作成。（例：お出かけ編、日常生活編など）

(3) 障害者差別解消法広報用リーフレットの作成

目的：一般に広く、あいサポート運動の理念と同じ障害者差別解消法の趣旨等を伝えるため、リーフレットを作成。

(4) 障害者差別解消支援地域協議会設置事業

目的：平成28年4月から障害者差別解消支援協議会を円滑に実施するための検討・準備等を進める。

ア 地域協議会の概要（案）

- 地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワーク」という位置づけ
- 障害者差別に関する相談等に係る協議や地域における障害者差別を解消するための取組に関する提案に係る協議を行う。※個別事案ごとに差別か否かの判断を行うことまでは想定されない
- 一般私人による事案は地域協議会における情報共有の対象としないこととするが、環境の整備に関する相談、制度等の運用に関する相談については情報共有の対象とする。

イ 都道府県地域協議会に期待される役割

- 事案の情報共有及び構成機関等への提言
- 地域における障害者差別解消の推進のための取組に関する協議・提案
- 市町村の地域協議会から情報提供又は協力を求められた事案の対応に係る協議

エ 地域協議会構成メンバー（想定）

国機関、県機関、市町村障がい担当課及び人権担当課、福祉及び障がい者団体、教育、医療、事業者（公共交通機関等含む）、法曹、学識経験者、報道機関等

2 県職員向けの対応要領の作成

不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等、基本的事項を定めたもの

第6期介護保険事業支援計画及び老人福祉計画（案）について

平成27年2月9日
長寿社会課

(※資料は当日配布させていただきます)

届出保育施設への事業停止命令について

平成27年2月9日
東部福祉保健事務所

届出保育施設に対し、児童福祉法第59条第6項の規定により下記のとおり平成26年12月28日付けで事業停止命令を行いましたので、報告します。

1 処分した年月日 平成26年12月28日(日)

2 処分した届出保育施設

施設名：保育所あいう（処分当時、ちびっこランドこやま園と発表（※））

住所：鳥取県鳥取市湖山町東2丁目165

園長（設置者）：保木本 伸一（ほきもと しんいち）

定員：20人

※当該施設は平成26年10月31日にフランチャイズ本部から除名され、名称変更を求められていたことが先頃判明しました。

おって、平成27年1月19日に東部福祉保健事務所に名称変更届が提出されたため、今後「保育所あいう」と表示し、ちびっこランドこやま園という表示は原則使用しません。

3 処分庁 鳥取県東部福祉保健事務所長

4 処分の内容

児童福祉法第59条第6項の規定に基づき、事業の停止を命ずる。

処分理由：次の事実から緊急に児童の生命又は身体の安全を確保するため、事業停止命令を行う。

①「認可外保育施設指導監督基準」による職員配置基準より少なく職員配置しており、少ない職員で多くの児童を保育している日もあり危険である。

②園長が利用児童に対して、たたく等の虐待を加えていることを確認した。

③保育室の衛生環境が悪く、利用児童の事故等につながるおそれがある。

停止期間：平成26年12月28日から平成27年3月31日まで

5 「保育所あいう」への今後の対応

1月23日に廃止届（1月22日付）が提出されたため、新たな行政処分はないが、届出保育施設の運営費補助金の返還に係る債権回収を行う。

6 今回の事案を踏まえた対応

再発防止	<ul style="list-style-type: none"> ・他の今年度利用実績のある18の届出保育施設に関し、抜き打ちで緊急調査を行ったところ、虐待の事実はなかった。 ・検査方法の見直しを行う。 ・届出保育施設等の職員を対象に、施設内及び家庭内の虐待に関する研修を実施する。 被措置児童等虐待防止研修会（1/16） 保育士スキルアップ研修会（2/11、12、13） ・早期に虐待を発見し対応できるよう、保育・幼児教育施設内の虐待通報の方法を検討する。
保護者の相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取市役所及び転園後の保育所で隨時相談を受け付けている。 なお、1月4日には、鳥取市役所に相談窓口を設置して対応した。

平成27年度当初予算案について

	事業名	課名
1	生活困窮者自立支援事業	福祉保健課
2	盲ろう者意思疎通支援事業	障がい福祉課
3	あいサポート運動推進・連携等事業	
4	手話でコミュニケーション事業	
5	認知症サポートプロジェクト事業	長寿社会課
6	鳥取県障がい者アート推進事業	全国障がい者芸術・文化祭課
7	施設型給付費県負担金	子育て応援課
8	地域型保育給付費負担金	
9	とっとり婚活応援プロジェクト事業	
10	ひとり親家庭学習支援事業	青少年・家庭課
11	ICTを活用した発達障がい児への支援事業	子ども発達支援課
12	困難な課題を抱える発達障がい等の保護者へのサポート研究事業	

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

福祉保健課（内線：7144）

1目 社会福祉総務費

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)生活困窮者自立支援事業	35,315	0	35,315	21,025		(雑入) 3,548	10,742	知事 査定中

工程表の政策目標(指標) 稼働層の自立促進及び適正な援護の実施

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行されるにあたり、同法に基づく各種事業（自立相談支援事業、就労準備支援事業等）を実施する。

2 主な事業内容

項目	予算額 (千円)	財源	事業の内容
①自立相談支援事業【必須】	21,018	国庫負担3／4 ほか	生活困窮者からの相談を受け付け、事業利用のためのプランの作成、就労支援等を実施
②住宅確保給付金【必須】	1,530	国庫負担3／4	離職者等であって、所得等が一定水準以下のものに対して、有期で家賃相当額を給付
③就労準備支援事業【任意】	2,359	国庫補助2／3	直ちに一般就労が困難な生活困窮者に対して、生活訓練や社会訓練を実施
④学習支援事業【任意】	1,425	国庫補助1／2	生活困窮世帯、生活保護世帯の子どもに対して学習援助を実施
⑤その他の事業【任意】	8,983	国庫補助1／2	法施行後の県内市町村に対し、研修会の実施や人材育成等の支援を行う。

※①～④の事業は県が福祉事務所設置自治体として行うもの（就労支援については町村と共同設置）

※⑤の事業は県内全域を対象に実施

※②は県直営実施、その他は県社会福祉協議会に委託実施予定

3 これまでの取組状況、改善点

- 平成25年、26年度と県社協にモデル事業を委託し、県東部地域を対象に生活困窮者の相談支援、個別支援を実施するとともに、それによって得られたノウハウ等を市町村に伝達し、27年度の体制整備に向けた支援（研修、説明会）を実施してきた。
- 県社協を中心に「生活困窮者自立支援ネットワーク推進会議」を設立し、関係機関との協力体制を構築した。
- 各市町村とも概ね実施体制が固まりつつあるが、27年度以降円滑に実施できるか不安を抱えているところであり、27年度以降も引き続き県社協にバックアップ機能を持たせ、研修会の実施や人材育成等の支援を行う。

（参考）生活困窮者自立支援促進モデル事業（平成26年度当初予算額）：

40,000千円（緊急雇用創出事業臨時特例基金（国）10／10）

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

12目 障がい者自立支援事業費

障がい福祉課（内線：7201）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
盲ろう者意思疎通支援事業	14,177	11,468	2,709	6,833		(雑入) 11	7,333	知事査定中
工程表の政策目標(指標)	手話を含む情報アクセス・コミュニケーション支援の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

盲ろう者（聴覚と視覚の両方に障がいがある者）に対し、その人の障がいの状態に合った適切な支援（意思疎通支援等）を行い、盲ろう者の社会参加が推進するよう、様々な取組を進める。

(1) 盲ろう者とは

視覚と聴覚に障がいのある、重複障がいのこと。視覚障がい者の場合は聴覚（点字）や触覚（音声）により、聴覚障がい者の場合は視覚（手話又は活字）により、他者と意思疎通を行っているが、一方、盲ろう者の場合は、障がいの発生時期等に応じて、手話をベースとした「触手話」「接近手話」や点字をベースとした「指点字」等の方法により、他者と意思疎通を行っている。ただ、中にはこうした意思疎通手段を持たず、福祉による支援も受けられないまま、全くの暗闇・無音の中で生活している者も存在すると言われている。

(2) 県内盲ろう者の現状

平成24年度に（社福）全国盲ろう者協会が実施した全国調査によれば、県内の盲ろう者は70名、一方で支援団体である「鳥取盲ろう者友の会」と繋がり、行政の支援を受けているのは7名である。

(3) 盲ろう者への支援の必要性

盲ろう者は適切な支援さえ受けければ、外出や他者との交流もでき、豊かな社会生活を営むことができるが、見えない・聞こえないために適切な支援が届きにくい人達でもある。盲ろう者が社会参加できる地域を作るためには、まず盲ろう者を探し出し、その状況を把握した上でその人に合った適切な支援を行う必要がある。

平成27年度は、引き続き盲ろう者への意思疎通支援等を行うとともに、新たに「盲ろう者向け通訳・介助員（注）」を県非常勤職員（盲ろう者支援コーディネーター）として採用し、県内の盲ろう者を探し出し、適切な支援をコーディネートする取組を行いたい。

(注) 盲ろう者向け通訳・介助員

盲ろう者の通訳、移動支援等を行う者で、県に登録したこと。手話（触手話、接近手話）、指点字、掌書き、筆記、音声通訳、移動介助などの盲ろう者に対する通訳介助の知識・技術を用いて、意思疎通支援、移動介助を行うことができる者である。

2 主な事業内容

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
(新)盲ろう者支援コーディネーター（非常勤職員）の配置	県庁障がい福祉課に「盲ろう者支援コーディネーター（非常勤職員）」を1名配置し、盲ろう者宅への戸別訪問を行うことにより、各盲ろう者を把握し、障がいの状態に合った適切な支援につなげていく。	2,696
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修等	厚労省が提示したカリキュラムによる研修を実施し、「盲ろう者向け通訳・介助員」を養成する。	6,161
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	必要な盲ろう者のもとへ「盲ろう者向け通訳・介助員」を派遣し、意思疎通支援等を行う。	4,822
(新)盲ろう者意識啓発講演会の開催	「盲ろう」といわれる障がいへの認知度を上げ、県民の理解を広げるため、著名な盲ろう者を招いて講演会を開催する。	498
合 計		14,177

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年度は、新たに鳥取盲ろう者友の会事務局の体制強化等に取り組んだ。

また、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣事業等の取組を継続的に実施してきた。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

12目 障がい者自立支援事業費

障がい福祉課（内線：7675）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
あいサポート運動推進 ・連携等事業	17,219	7,720	9,499			(基金繰入金) 17,219		知事 査定 中

工程表の政策目標(指標) あいサポート運動の推進

事業内容の説明

【「とっとり支え愛基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

- ・あいサポート運動を積極的に推進するため、「障がい理解への更なる推進」、「あいサポート企業・団体の認定及び取組みの推進」等を積極的に実施する。
- ・あいサポーター等に合理的配慮事例(※)などを理解していただくための「具体的でわかりやすいDVD、パンフレット」を作成し、更に運動を推進するとともに、平成28年4月1日施行の障害者差別解消法の趣旨を一般に広く伝えるため、リーフレットを作成し共生社会実現を目指す。
- ・障害者差別解消法第17条に明記されている障害者差別解消支援地域協議会(地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワーク)を円滑に実施するための検討・準備等を行う。

(※) 合理的配慮とは、障がい者一人一人の必要を考えて、その状況に応じた変更や調整などを、お金や労力などの負担がかかりすぎない範囲で行うこと。

(例) 聴覚障がい者への筆談や視覚障がい者への読み上げなどの配慮

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業 内 容	予算額
(1) 「あいサポート運動」研修等事業 ・あいサポート運動を広く県民に浸透させるため、県内に広くネットワークを有する鳥取県社会福祉協議会にあいサポート研修等事業を委託して実施	7,525
(2) あいサポート運動の更なる推進事業 ・県民等への施策啓発広報及び他県連携の実施 ・あいサポート企業・団体認定制度 ・障害者週間における啓発	1,919
(3) 【新規】あいサポート運動ステップアップ推進事業 ・合理的配慮や社会的障壁除去への理解促進を目的にDVD及びパンフレットを作成 ・平成28年4月1日施行の障害者差別解消法の趣旨を一般に広く伝えるためリーフレットを作成	6,912
(4) 【新規】障害者差別解消支援地域協議会設置事業 ・地域の実情に応じた差別の解消のための取組を主体的に行うネットワークとしての「障害者差別解消支援地域協議会」を円滑に実施するための検討・準備等経費	863
計	17,219

3 これまでの取組状況、改善点

県内外の方々にあいサポート運動の趣旨に賛同いただき、あいサポーターになっていただいた。

運動の広がりへの期待も大きい反面、県内における周知についてはまだまだ不十分であり、共生社会の実現に向け一層の啓発が必要である。

【あいサポーター数】

238,687人(うち県内57,142人、県外(島根県、広島県、長野県、奈良県)181,545人)

【あいサポート企業・団体数】

874企業・団体(うち県内250企業・団体、県外(島根県、広島県)624企業・団体)

【あいサポーター研修回数】

2,160回(うち県内934回、県外(島根県、広島県、長野県、奈良県)1,226回)

【あいサポートメッセンジャー(研修講師)】

1,243人(うち県内432人、県外(島根県、奈良県)811人)

[平成26年12月末現在]

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

12目 障がい者自立支援事業費

障がい福祉課（内線：7201）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
手話でコミュニケーション事業	87,496	72,349	15,147	39,564		(雑入) 7 (基金繰入金) 47,925		知事査定中

工程表の政策目標（指標） 手話を含む情報アクセス・コミュニケーション支援の推進

事業内容の説明

【「とっとり支え愛基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成25年10月に成立した鳥取県手話言語条例に基づき、手話を普及し、手話を使いやすい環境の整備を進め、ろう者の社会参加を推進するため、様々な取組を行う。

2 主な事業内容

① 手話の普及

(単位：千円)

区分	事業内容	予算額
ミニ手話講座の開催	2時間／回程度の手話講座を県内各地で開催する。	1,630
(拡充) 手話学習会等補助金	企業等が開催する手話学習会開催経費に係る補助金。(平成27年度～、10名以上のグループ単位(行政機関を除く)で開催する手話学習会も対象とする。)	1,520
手話サークルへの補助	手話サークル活動を推進するための補助金。	600
(新) 手話啓発イベントへの補助	鳥取県聴覚障害者協会で主催予定である手話啓発イベント開催経費に係る補助金。	800
聴覚障がい者福祉研修会への補助	聴覚障がい者福祉研修会開催経費に係る補助金。	65
(新) 手話バッジ制作	「情報アクセス・コミュニケーション研究会」での当事者からの意見を受け、ろう者から見て、手話のできる人が分かるように手話バッジを制作するもの。	1,094
合計		5,709

② 手話を使いやすい環境整備

区分	事業内容	予算額
(拡充) ICTを活用した遠隔手話通訳サービス	平成25年度～、モデル事業として実施してきた遠隔手話通訳サービスについて、電話リーサービス機能を附加して実施する。また、ICT技術を有効に活用し、生活に役立ててもらうため、ろう者向けICT学習会を開催する。	12,737
手話通訳者トレーナー	経験の浅い手話通訳者等のサポートをしながら、現場での技術指導を行うとともに、手話通訳者等の手話表現・通訳技術向上を行う。	6,414
手話通訳者設置・派遣	主催者の依頼に基づき、講演会等に手話通訳者を派遣し、ろう者の情報保障を行う。	30,518
手話通訳者養成研修等	手話通訳者養成研修、現任者研修等を開催する。	7,313
(新) 手話通訳者指導者養成研修への派遣	2名の手話通訳者指導者(候補)を手話通訳者指導者養成研修に派遣する。	1,231
(新) 手話通訳者の頸肩腕症候群検診費用助成	手話通訳者等が頸肩腕症候群の検診を受けた場合に、その自己負担分を県が全額助成する。	324
(新) 中国地区ろうあ高齢者大会への補助	平成27年10月、日吉津村で開催予定の中国地区ろうあ高齢者大会開催経費に係る補助金。	60
鳥取県手話施策推進協議会の経費	鳥取県手話施策推進協議会の委員報酬、旅費。	361
とっとりの手話を創り、守り、伝える事業への補助	鳥取の手話を整理して記録し、地域の手話を残す取組を支援するための補助金。	100
聴覚障がい相談員設置事業	3圏域に聴覚障がい者相談員を配置し、聴覚障がい者からの各種相談に対して助言、関係機関との調整・連携等を行う。	20,921
合計		79,979

③ 全国高校生第2回手話パフォーマンス甲子園

ア 目的

全国の高校生が手話を使って様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話を身近なものとして理解してもらうとともに、手話とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与すること

イ 主催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会

(鳥取県、(公社)鳥取県聴覚障害者協会等で構成)

ウ 特別協賛 日本財団 ※日本財団の助成により実施

エ 特別協力 (一財)全日本ろうあ連盟

オ 日時 平成27年9月22日(火・祝)

カ 会場 米子市公会堂

キ 内容

高校生が手話を使ったダンス、歌唱、演劇、コント、漫才などのパフォーマンスを披露し、その出来栄えを競うもの

区分	事業内容	予算額
非常勤職員(情報発信担当)	手話パフォーマンス甲子園に関する広報・情報発信を担当する非常勤職員を1名配置する	1,808

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年10月11日に鳥取県手話言語条例を公布・施行し、手話を使いやすい環境の整備、手話の普及に関する取組を実施中である。

平成26年11月には、手話パフォーマンス甲子園、手話言語条例制定1周年記念シンポジウムを開催し、普及啓発を行った。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

4目 老人福祉費

長寿社会課（内線：7688）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 認知症サポートプロジェクト事業	60,071	0	60,071	19,274		(基金繰入金) 40,793 (手数料) 4		知事 査定中
工程表の政策目標（指標）	認知症高齢者の早期発見・早期治療体制の整備の促進と、地域支援体制の構築を推進する。							

事業内容の説明

【「とっとり支え愛基金」充当事業】

【「鳥取県地域医療介護総合確保基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

現在、全国で65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症または認知症予備軍と言われており、高齢化の進展とともに今後も増加していくことが予想される。認知症は、本人・家族に影響や負担を及ぼすだけでなく、行方不明など社会的な問題につながっている。

「普及啓発・予防」・「支援」・「人材育成」に総合的に取り組むことで、認知症を予防するとともに、仮に認知症を発症した場合でも、可能な限り今までどおりの生活ができるよう支援する。

2 主な事業内容

(1) 普及啓発・予防

事業名	事業概要	予算額 (千円)	財源内訳
(拡充) 認知症サポート一数拡大に向けた事業	認知症サポーターの養成や、サポーター養成講座の講師の養成・資質向上を図る。	156	国1/2、 支え愛基金1/2
(新) 街かど脳の健康チェック事業	大型店など集客の多い施設で脳の健康チェックや認知症の正しい知識の普及啓発を図る。 (県内3箇所)	1,500	支え愛基金
(新) 脳の健康トレーニング事業	○認知症予防の技術・手法を習得するための講座を開催する。(委託) ・スリーAリーダー養成講座 ・認知症重度化予防実践塾 ○早期発見のための認知症タッチパネルを購入する市町村を支援する。(補助率1/2)	5,118	支え愛基金
計		6,774	

(2) 人材育成

事業名	事業概要	予算額 (千円)	財源内訳
認知症早期発見・医療体制整備事業	かかりつけ医をはじめとした医療従事者に対する早期発見や対応力向上のための研修会を開催する。(委託)	4,009	国1/2 支え愛基金1/2
認知症高齢者介護制度人材育成事業	介護職に対し、認知症に関する知識・技術向上のための研修会の開催や指導者の養成事業を実施する。(委託)	5,616	・国1/2 支え愛基金1/2 ・支え愛基金
計		9,625	

(3) 支援

事 業 名	事 業 概 要	予算額 (千円)	財源内訳
(拡充) 若年性認知症支援事業	若年性認知症の支援を考える会議・研修会の開催や、若年性認知症の人と家族の相談受付・就労支援等を行う。(委託)	4,110	国1/2 支え愛基金1/2
認知症相談・支援強化事業	認知症の人を地域で支えるための電話相談(コールセンター)や市町村家族の集いの連絡会を開催する。 委託先:認知症の人と家族の会鳥取県支部	5,227	国1/2 支え愛基金1/2
成年後見センター運営事業	権利擁護に関する相談・支援の体制を整えるため、成年後見センターの設置・運営について、市町村と連携し支援する。 (定額3,000千円、県内3箇所)	9,000	支え愛基金
認知症高齢者ご近所応援団結成支援事業	認知症の人がトラブルに巻き込まれることを防止するためのネットワークを構築し取組を行う市町村に対し、経費の一部を支援する。 (定額300千円、6市町村)	1,800	支え愛基金
(拡充) 認知症疾患医療センター運営事業	地域の認知症対策の中核となる認知症疾患医療センターの運営を医療機関に委託する。 (基幹型1箇所、地域型4箇所)	23,000	国1/2 支え愛基金1/2
認知症地域支援施策推進事業	市町村における認知症施策全般の推進について検討する連絡会の開催や、認知症クリティカルパスの導入についての検討を行う。	535	・国1/2 支え愛基金1/2 ・医療介護基金
計		43,672	

3 これまでの取組状況、改善点

・認知症に対する正しい知識の普及啓発のため、認知症サポーター養成事業等に取り組んでいる。認知症サポーターは県内で56,000人を超えており、総人口に占める認知症サポーターの割合は9.7%（全国2位）と順調に増加してきた。

今後はさらに増加を図るとともに、サポーターやキャラバン・メイト（サポーター養成講座の講師）の資質向上を図る。

・認知症コールセンターや若年性認知症サポートセンターの設置など、認知症本人・家族に対しての支援を行っている。平成25年度に県内全市町村で家族の集いが実施されるようになり、より身近な連携体制が可能になっている。認知症の方が可能な限り今までどおりの生活を維持できるように総合的に支援を行っていく。

・各種研修を実施することにより、医療職・介護職・福祉職それぞれの知識・技術の向上につながっている。引き続き人材の資質の向上を図り、支援体制を強化する。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

1項 社会福祉費

12目 障がい者自立支援事業費

全国障がい者芸術・文化祭課（内線：7157）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県障がい者アート推進事業	110,090	279,420	△169,330			(基金繰入金) 110,090		知事 査定 中

工程表の施策目標（指標） 第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会の開催

事業内容の説明

【「とっとり支え愛基金」充当事業】

1 事業の目的・概要

平成26年度に開催した「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会（愛称：あいサポート・アートとっとりフェスタ）」（以下「全国大会」という。）の成果を未来に引き継ぐとともに、障がい者の芸術・文化活動を引き続き支援していく。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた全国的な障がい者の芸術文化振興を進めるとともに、全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。

2 主な事業内容

(1) 「あいサポート・アートインフォメーションセンター」の設置 25,249千円

障がい者の芸術・文化活動に関する情報発信拠点として、新たに「あいサポート・アートインフォメーションセンター」を設置する。

＜センターの業務＞

項目	説明
常設展示	障がい者の優れた芸術・文化作品を県中部の施設で常設展示とともに、県東西部でも巡回展を開催するなど、障がい者アートの魅力を継続的に発信していく。
情報発信	障がい者の芸術・文化活動に関する必要な情報を収集し、広く発信する。
相談支援	創作活動に関する各種相談、出展・発表機会に関する相談、権利擁護等に関する相談などを受け付け、助言や関係機関等の紹介を行う。
人材育成	権利擁護や障がい者の創作活動の支援方法等に関する研修会等を開催する。
普及啓発	新たな芸術・文化活動との出会いの場として、創作活動を気軽に体験できるワークショップを開催する。

※委託先：NPO法人アートピアとっとり（倉吉市）

(2) 「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」の設置 831千円

「鳥取県障がい者芸術・文化活動推進委員会」を設置し、関係団体や市町村等と連携して障がい者の芸術・文化活動の振興方策等について検討する。

(3) 障がい者アート活動支援事業補助金 18,000千円

障がい者や障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動に対して支援を行う。

(単位：千円)

項目	予算額	説明
団体練習経費等補助	10,000	障がい者が所属する団体が行う芸術・文化活動で、展示会や催事への出展や出演を目指して行う練習等に要する経費を補助する。 【補助上限20万円×50件】
個展等開催経費補助	8,000	障がい者や障がい者が所属する団体が個展等を開催する経費を補助する。 【補助上限20万円×40件】
合 計	18,000	

(4) 「あいサポート・アートとっとり祭り」の開催 21,416千円

障がい者が取り組む舞台芸術活動（音楽、演劇、ダンス等）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり祭り」（鳥取県障がい者舞台芸術祭）を開催する。

(5) 「あいサポート・アートとっとり展」の開催 18,245千円

障がい者が制作した芸術・文化作品（美術・文芸・マンガ）の発表と鑑賞の機会として、「あいサポート・アートとっとり展」（鳥取県障がい者芸術・文化作品展）を開催する。

(6) 障がい者と健常者が共につくる芸術 11,006千円

全国大会を契機に発足した障がい者と健常者が共につくる劇団「じゅう劇場」の活動を継続支援する。※事業実施主体：NPO法人鳥の劇場（鳥取市鹿野町）

(7) 障がい者の芸術文化活動の全国発信 15,343千円

全国に誇ることができる鳥取県の障がい者の舞台芸術を全国に発信する。（単位：千円）

項目	予算額	説明
じゅう劇場、荒神神樂の県外公演	14,843	あいサポート・アートとつとりフェスタで行った象徴的な取組を全国に発信する。
全国と連携した障がい者芸術・文化活動の振興	500	2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた全国的な障がい者の芸術文化振興を有志の都道府県と連携して実施することを検討する。
合計	15,343	

(8) あいサポート・特別支援学校合同文化祭開催事業 (10,684千円) ※特別支援教育課予算

県内特別支援学校による合同文化祭を開催する。県内小中学校や他県特別支援学校等にゲスト参加を依頼し、交流の機会とし、県民への積極的な参加と理解啓発を進める。

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年7月12日から11月3日まで開催した全国大会では、「障がいを知り、共に生きる」をテーマに、美術・文芸作品の展示や、音楽、演劇、ダンスなど、障がいの有無にかかわらず、誰もが参加し、楽しみ、感動を共有できる様々な催しを県内各地で開催し、延べ4万人を超える来場があった。

この全国大会を通じて、障がい者の芸術・文化活動が活発化し、社会参加の促進が図られたとともに、県民の障がいに対する理解が促進し、障がいの有無にかかわらず誰もが暮らしやすい地域社会(共生社会)の実現に向けた土台がつくられた。

<参考>

- ・全国大会主催イベント入場者数（延べ人数）：43,276人
- ・全国大会イベント数：97イベント（主催イベント24、関連イベント73）
(主催イベントの内訳)

区分	イベント名	開催日
ステージイベント (8)	糸賀一雄フォーラム（とりぎん文化会館）	4月12日
	オープニングセレモニー（とりぎん文化会館）	7月12日
	瑞宝太鼓（倉吉未来中心）	8月9日
	アール・ブリュットシンポジウム（米子市図書館）	9月6日
	特別支援学校合同文化祭（倉吉体育文化会館）	9月20日
	鳥の演劇祭（みやざき○まあるい劇場）（童里夢）	9月13日～14日
	あいサポートコンサート（米子市公会堂）	10月4日
	クライマックスイベント（とりぎん文化会館）	11月1日～11月3日
展示イベント (10)	木村太亮ワークショップ作品展（倉吉未来中心）	8月6日～14日
	NHKハート展（とりぎん文化会館）	8月13日～22日
	パラアートとつとり展（やまびこ館）	9月5日～21日
	大会キャラクターともだち作品展（やまびこ館）	9月5日～21日
	アール・ブリュット展（西部）（米子市美術館）	9月6日～28日
	アール・ブリュット展（中部）（倉吉博物館）	10月9日～19日
	アーチストリンク作品展（とりぎん文化会館）	10月16日～11月3日
	アール・ブリュット展（東部）（県立博物館）	10月25日～11月3日
	アール・ブリュット展ゲストトーク（県立博物館）	10月25日
	国際障がい者アート展（県立博物館）	10月25日～11月3日
ワークショップ (6)	音とからだで遊ぼう（とりぎん文化会館）	7月19日
	凸凹版画をつくろう（倉吉上井公民館）	7月27日
	楽描RAKUGAKI（倉吉未来中心）	8月2日～3日
	手ざわりカードで表現（米子市ふれあいの里）	8月24日
	演劇ワークショップ（鳥の劇場）	9月29日
	ダンスワークショップ（とりぎん文化会館他）	10月26日～11月1日

- ・全国大会出演者（延べ人数）：1,745人（内訳）障がい者1,266人、健常者479人
県内1,620人、県外93人、海外32人

- ・全国大会出展数（延べ点数）：3,577点（内訳）障がい者2,752点、健常者825点
県内1,092点、県外2,377点、海外108点

- ・ボランティア参加状況：延べ1,210人（登録者数は739人）

※多様な障がいの特性と必要な配慮を学ぶ「あいサポート研修」を受講いただいた上で、会場での受付や案内、来場された障がい者の支援等の業務に当たっていただいた。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て応援課（内線：7150）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新)施設型給付費 県負担金	1,590,592	0	1,590,592				1,590,592	知事 査定中
工程表の政策目標 (指標)	各種保育料軽減制度の子ども・子育て支援新制度との調整・見直し。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

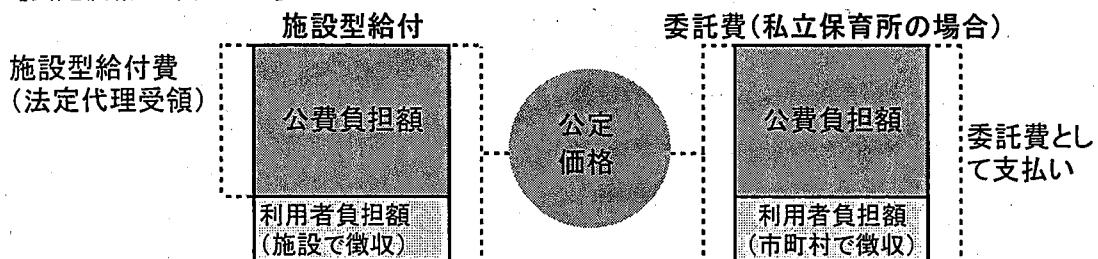
市町村が、認可教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）に対して行う施設型給付（※）に要する費用に対して、県がその一部を負担する。

※施設型給付・・・来年度から施行される子ども・子育て支援新制度において、従来異なる仕組みで行われていた認可教育・保育施設に対する財政支援の仕組みが、原則、市町村からの「施設型給付」に一元化され、国、県、市町村で負担。

2 主な事業内容

区分	内 容																		
実施主体	市町村																		
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4																		
	※1号認定については、現在の私立幼稚園に係る国と地方の費用負担状況等を踏まえ、経過措置として、当分の間、全国統一費用部分（義務的経費＝国庫負担対象額）と地方単独費用部分（裁量的経費）を組み合わせて各施設へ給付され、地方単独費用部分の負担割合は、県1/2、市町村1/2となる。																		
対象施設	私立の認可教育・保育施設（認定こども園、幼稚園（※）、保育所）																		
	※私立幼稚園については、新制度へ移行する施設のみ対象。新制度へ移行しない施設は、従前の「私立幼稚園運営費補助金」による財政支援を実施。																		
対象経費	国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額（＝施設型給付費）。ただし、私立保育所は、公定価格全額を委託費として支給。 (詳細は、下記イメージ図参照)																		
予算額	(単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>対象施設</th> <th>予算額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号認定分</td> <td>認定こども園</td> <td>114,596</td> <td>うち、地方単独費用分 97,320千円</td> </tr> <tr> <td>2・3号認定分</td> <td>認定こども園、 保育所</td> <td>1,475,996</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>1,590,592</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			区分	対象施設	予算額	備考	1号認定分	認定こども園	114,596	うち、地方単独費用分 97,320千円	2・3号認定分	認定こども園、 保育所	1,475,996		合 計		1,590,592	
区分	対象施設	予算額	備考																
1号認定分	認定こども園	114,596	うち、地方単独費用分 97,320千円																
2・3号認定分	認定こども園、 保育所	1,475,996																	
合 計		1,590,592																	

【公定価格のイメージ】



3 これまでの取組状況・改善点

これまで本県が、国に先んじて取り組んできた単独事業で、新制度の公定価格に反映されていないもの（1歳児加配、障がい児加配等）については、引き続き実施し、保育環境の充実を図る。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て応援課（内線：7150）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 地域型保育給付費負担金	52,549	0	52,549				52,549	知事査定中
工程表の政策目標 (指標)	各種保育料軽減制度の子ども・子育て支援新制度との調整・見直し							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

市町村が、事業者に対して行う地域型保育給付（※）に要する費用に対して、県がその一部を負担する。

※地域型保育給付

市町村が、以下の保育事業を実施する事業者を認可し、事業者に対して財政支援を行う。

[地域型保育事業] ※対象は原則3歳未満児（3号認定）に限る。

・小規模保育（利用定員6人以上19人以下）

・家庭的保育（利用定員5人以下）

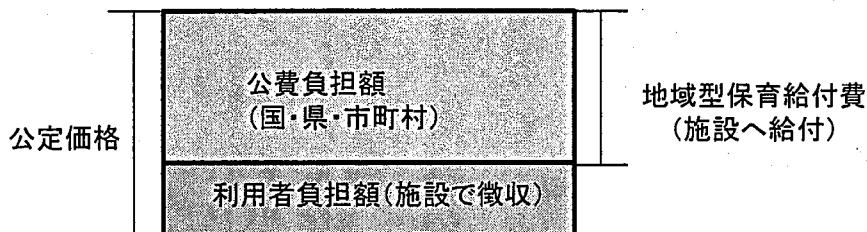
・居宅訪問型保育

・事業所内保育（従業員以外の児童を定員に応じて一定数受け入れる場合に限る）

2 主な事業内容

区分	内 容
実施主体	市町村
負担割合	国1/2、県1/4、市町村1/4
対象施設	地域型保育事業を行う施設 平成27年度実施予定数 8カ所 (内訳) 小規模保育事業 6カ所、事業所内保育事業 2カ所
対象経費	国が定める「公定価格」から「利用者負担額」を減じた額（=地域型保育給付費）※下記イメージ図参照
予算額	52,549千円

[公定価格のイメージ]



3 これまでの取組状況・改善点

これまで認可外である届出保育施設に対して、単県で運営費助成（届出保育施設等運営助成事業）を行っていたが、平成27年度から新制度で新設される地域型保育事業へ移行した施設は、運営に対して当事業により財政支援を受けることが可能となった。

なお、現行の届出保育施設等運営助成事業については、「新制度移行予定の施設であって、準備等のため平成27年4月からの移行ができない施設」に補助対象を限定し、平成27年度に限り助成を行う経過措置を設ける。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子育て応援課（内線：7868）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
とっとり婚活応援プロジェクト事業	12,778	6,538	6,240				12,778	知事 査定中
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

未婚化・晩婚化が少子化の一因と言われる中、結婚を望む方が早期に自らの望む形で成婚へつなげられるよう、出会いから交際までを総合的に支援する。

2 主な事業内容

事業名	予算額(千円)	内 容		
①【新規】結婚に向けた出会いの機会等創出事業	8,200	結婚支援を行う相談職員の配置及び結婚に向けた出会いの場の創出を図る事業等、結婚支援に主体的に取り組む市町村及び複数の市町村で構成する協議会に対し、その必要経費の一部を助成する。		
		事業名 補助率等	結婚相談員設置事業 (補助率) 1/2 (補助限度額) 1,000千円	婚活イベント等開催事業 (補助率) 1/2 (補助限度額) 300千円
		対象経費	結婚希望者又は家族からの結婚に関する相談の受付、1対1の引き合わせ等を行う専門職員の設置に係る賃金及び旅費	多様な出会いの機会の創出及び地域における結婚支援の機運醸成等が期待される、イベント等の開催に係る経費
②婚活イベント情報メール配信事業	324	婚活サポーターが企画・実施する婚活イベント、セミナー等の開催情報を独身者へメール配信する。(システム使用料: 324千円)		
③婚活イベント開催経費助成事業	2,100	非営利団体(協議会・NPO等)が開催する婚活イベントに対し、開催経費の一部を助成する。(補助金: 300千円×7企画)		
④事業所間婚活コーディネーター設置	1,944	事業所間の出会いの機会を仲介する婚活コーディネーターを配置する。(委託料: 1,896千円 報酬36千円 費用弁償12千円)		
⑤イケメン／なでしこ養成セミナー開催経費助成事業	210	独身男女を対象とした、異性との接し方、服装及び会話等の魅力向上を図るセミナー開催に係る経費の一部を助成する。 (補助金: 30千円×7企画)		
合 計	12,778			

3 これまでの取組状況、改善点

平成20年度の事業開始から、累計650件以上のイベント情報を配信し、累計16,000人以上が参加。そのうち、累計1,100組以上のカップルが成立するなど、一定の成果があった。

市町村や民間団体等でも趣向を凝らしたユニークなイベントが企画されはじめており、県としても補助金の交付等を通じて、連携して事業を推進したい。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

3目 母子福祉費

青少年・家庭課(内線: 7869)

(単位: 千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
ひとり親家庭学習支援事業	18,252	6,906	11,346	10,576			7,676	知事査定中

工程表の政策目標(指標) 母子家庭及び寡婦自立促進計画の推進

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

ひとり親家庭の児童等の学習を支援するため、市町村が実施する「ひとり親家庭学習支援事業」に対し補助金を交付する。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

項目	事業内容	予算額
学習支援事業	ひとり親家庭の児童等の学習を支援するため、ひとり親家庭の児童等に対して、大学生や教員OB等の学習支援員による学習支援を実施する。 実施主体: 市町村(負担割合: 国1/2、県1/4、市町村1/4)	15,864
(新)児童の送迎支援	学習塾形式で実施する場合、送迎を困難とするひとり親家庭の負担を解消し、多くのひとり親家庭の児童の学習を支援するため、学習会場までの送迎支援を実施する。 実施主体: 市町村(負担割合: 県1/2、市町村1/2)	2,388
	合計	18,252

3 これまでの取組状況、改善点

ひとり親は、日頃、就業や家事に追われ、子どもの学習等に手がかけられない状況にある。経済的な理由は勿論のことであるが、学習会場への送迎の負担も学習塾へ通わせられないひとつの要因となっている。

このような状況から、学習会場までの距離が遠く、送迎が困難なひとり親家庭の児童への不利益を解消し、等しくひとり親家庭の児童が学習支援を受けられるようにするために、平成27年度より、学習支援事業と併せて送迎支援を実施する市町村に対し、単県で補助を行う。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) ICTを活用した発達障がい児への支援事業	1,048	0	1,048				1,048	知事 査定中
工程表の政策目標（指標）	発達障がいを含めた障がい児（者）やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

文字の読み書きに困難さのある学習障がい児を対象に、パソコンでの表記の習得を目指した教室を開催し、自ら障がいを補う能力を習得していただくことで、前向きな気持ちでの障がい受容と、将来的な進路選択や就労選択の幅の拡大を図る。

2 主な事業内容

(単位：千円)

事業名	予算額	事業内容
①パソコン教室の実施 【本人対象年齢：小学校4年生～高校生】	894	<p>読み書き障がいのある児童生徒に対して、パソコン教室を実施し、パソコンの基本操作、ワープロ文書の作成、音声読み上げソフト等を用いた文章の読みを講習する。（平成27年度は東部地区でモデル実施）</p> <p>【委託先】IT事業者</p> <p>【開催回数】8回/月開催、うち4回/月程度を選択して参加</p> <p>※具体例</p> <p>【読み書き障がい】：文字の読みに時間がかかり、読んでも内容が理解できない。電子化された教科書の文章を音で聞くことで、教科書や本で学ぶことができる。情報収集の幅が広がる。</p> <p>【書字障がい】：字形が覚えづらい、似た字形や画数の多い漢字の誤りが多い等、書くことにも時間がかかる。キーボード入力することで、ノートをとることができます。テストを受けることができる。</p>
②指導方法検討会	154	委託先の指導者に対し、学識経験者から個々の障がい特性について助言を行い個々の障がい特性に合った指導方法の検討を行う。
合計	1,048	

3 これまでの取組状況、改善点

読み書き障がいは、小学校低学年で明らかとなる障がいで、知的発達に遅れがあるとの誤解や、本人の努力不足と誤解されることが多い。障がいの存在に気付かず放っていれば、学習全般の遅れにつながり、やる気をなくしたり、学校不適応等の二次障がいに陥ることもある。

知的に高い能力があっても、読み書きが必要な試験では力が発揮できず、進学を断念したり、職業選択の幅が狭められる。

広汎性発達障がい児や注意欠陥多動性障がい児への支援は、療育施設でソーシャルスキルトレーニングや、保護者向けのペアレン特・トレーニングを行っているが、学習障がい児への既存支援事業は行われていないのが現状である。

これまで支援が行われてこなかった学習障がい児への支援を開始し、二次障がいを予防するとともに、学習障がいがあっても機器の利用によって困難さをカバーできることを高等教育機関や企業等へ周知し、将来的には進学や職業選択の幅を広げていくことが必要である。

平成27年度一般会計当初予算説明資料

3款 民生費

2項 児童福祉費

1目 児童福祉総務費

子ども発達支援課（内線：7865）

(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 困難な課題を抱える発達障がい等の保護者へのサポート研究事業	913	0	913				913	知事査定中
工程表の政策目標(指標)	発達障がいを含めた障がい児(者)やその保護者が、地域で安心・安全に過ごせる体制の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

アスペルガー症候群等の知的障がいを伴わない発達障がい児者やその家族が、安心して地域で暮らすために、地域における支援の実態について調査を行うとともに、必要な支援について検討を行う。

2 主な事業内容

西部圏域をモデル地区とし、知的障がいを伴わない発達障がい児者とその家族を地域で支える支援について、実態調査を行うと共に、ライフステージに沿った継続的な支援について検討する。

(1) 困難な課題を抱える発達障がい支援検討会

児童・教育・就労関係等の各分野の関係者にて、困難な課題を抱える発達障がい家族の支援に関する検討会を開催する。(年3回)

(2) 調査チームの設置

関係機関や当事者家族等へアンケート調査や聞き取り調査を行い、現状把握を行う。また、解決が必要な課題を見出し、発達障がい支援検討会で検討する課題を提示する。

(3) 報告書の作成

実態把握や検討会で協議された内容を報告書にまとめる。

区分	内 容
実施主体	県
委託先	地域で支える仕組み研究会（任意団体） ※西部圏域を中心に相談業務に従事する児童、障がい、保健などのあらゆる分野の専門職員で構成。会員は現在22名。様々な方面から、発達障がい児者の相談に携わっている。
所要額	913千円

3 これまでの取組状況、改善点

発達障がい児者の支援体制については、主に幼児期～学齢期の支援については、5歳児健診の実施、発達支援コーディネーターの養成等、相談体制も整いつつある。しかし、思春期、青年期に発達障がいの診断を受けた人、あるいは診断は受けていないが何らかの対人トラブル等で問題を抱えている人たちへの支援体制については、まだ十分な協議がなされていないところである。

知的に遅れがないアスペルガー等の人たちは、引きこもりやDVなど、二次障がいが現れてから支援につながるケースが多く、このような場合、色々な状況が複雑に絡み合い、長期的かつ継続した支援が必要とされることが多い。身近にいる家族の精神的・身体的不安は大きく、まずは、こうした家族へのサポート体制を考えていくことが必要である。

報 告

児童福祉専門分科会は、鳥取県社会福祉審議会規程第4条第4項第4号に基づき、下記事項について平成26年9月4日に決議したので、同規程第8条の規定により報告します。

記

児童福祉法施行令第29条に規定する里親の認定に必要な決議

次の者についての認定を、適當と認めた。

区分	住所	答申年月日
養育里親	米子市	H26.11.11
親族里親	西伯郡	H26.11.11
養育里親	西伯郡	H26.11.11